

第九十六回国
参議院運輸委員會會議錄第六号

昭和五十七年四月八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月七日

辞任

青木 新次君
柳澤 鍊造君

補欠選任

龜山 篤君
三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長

桑名 義治君

理事

委員

江島 淳君
梶原 清君
木村 睦男君
高平 公友君
内藤 健君
安田 隆明君
山本 富雄君
龜山 篤君
竹田 四郎君
広田 幸一君
小笠原貞子君
三治 重信君

国務大臣
運輸大臣
政府委員
運輸大臣官房
事務局長
事務局側
常任委員会専門員

小坂徳三郎君
西村 康雄君
村上 登君

説明員

警察庁交通局長 桑田 鍊造君
運輸省自動車局 大久保一男君
運輸省航空局監 仲田豊一郎君
理部長 田代 裕君
労働大臣官房参 岡部 晃三君
事官 局監督課長

本日の会議に付した案件

○旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(桑名義治君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

旅行業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○龜山篤君 ます、最初でありますので、今回の法律改正について特徴的なその背景は那邊にあるか、かいつまんで御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) このたび、旅行業法の一部を改正する法律案を提案させていただきましたが、御承知のとおり、これは昭和五十四年国際観光振興会法の一部を改正する法律案の附帯決議におきまして、旅行業法の全般的見直しというところとがうたわれたわけでございます。それを受けまして運輸省で検討してきたわけでございますが、今日旅行の状況を見ますと、非常にもう国民生活の中ではきわめて定着している。そしてまた、旅行業者を利用して行行が非常に多くなつてお

りまして、今後国民生活の重要な一部である旅行というものを国民が享受していくためには、この旅行業者の利用の仕方というものを適正にしておく必要がある。そういう意味で、旅行者の保護とということが従来以上に一層必要性が生じてきたわけでございます。

ところで、実際に旅行業者を利用することがふえてまいりますと、いろいろ旅行業者の利用の仕方につきましてはトラブルがございます。そのトラブルの原因は、一つは旅行業者が旅行者に対して十分問題点を説明しない、あるいは契約違反をするといったような旅行業者のサイドの問題。一方では、旅行者が十分に旅行業者を利用するのに確認をしないという旅行者側の問題、いろいろございまして、総じて、やはりこういった多くの利用が出てまいりますと大変制度的な多くの問題点が出てまいります。

特に最近の場合は主催旅行が著しくふえてきた、旅行が非常に普及してきた一つの原因は、主催旅行が伸びてきたということがその大きな原因だと見られるわけでございます。この主催旅行につきましては、旅行業者側につきましては十分信用がなければいけないという問題、そしてまた主催旅行の旅行内容、これが十分責任を持ったものでなければいけないと、こういった点の主催旅行についての問題が非常に多くなつてきているわけでございます。

また一方、こういった海外旅行がふえてまいりますと、いわゆる不健全旅行というような問題点も出てまいります。さらには、旅行業者のいろんな取引の仕方あるいは旅行業界内の秩序の問題、そういった問題もいろいろ問題点が出てまいりまして、先般の昭和四十六年の改正から十一年たちましたわけですが、その改正後やはりここで一度見直した方がいいということが今回の改正

の主要な背景でございます。

○龜山篤君 いまお話がありました、旅行業法は当然旅行業者あるいは旅行業者というものにかかるとは当然であります、少なくともこの旅行業法というのは国際旅行と国内旅行、両面を伴うわけですね。そこでもう一つお伺いをするわけですが、久しぶりの法律の改正になるわけですが、この際、たとえば国際観光ホテル整備法であるとか通訳案内業法であるとか、これは旅行に伴う車の両輪のようなものだと思うのです。最近の激々の不祥事を考えてみますと、旅行業法だけ単独で見直しをするというのでは多少問題が残るのではないか。その意味で、旅行に関連するあらゆる分野の法律の見直しというものについてどういふふうにいまままで検討されてきたのか、あるいはいままどういふ状況にあるのか、改めてお伺いします。

○政府委員(西村康雄君) 観光に関連しました多くの法制がございます。まず、観光基本法という法律がございます。この中では観光の各般の施策について述べておりまして、外国人観光客に対する接遇の向上というような問題、あるいは観光旅行の旅行者の安全の確保あるいは利便の増進、あるいは国民大衆の観光旅行の容易化というような問題、その他観光資源の保護、育成、国土の美化あるいは低開発地域の観光開発、こういった各般の問題がございますし、それぞれに関連して整備法制があるわけでございます。

ただ、こういった中で特に最近やはり問題を見直す必要があるのは、観光旅行が非常に普及したことに伴いまして、いろいろの点で観光関係のいわば事業の構造というものが少しずつ変化をきています。そういう点では全般の見直しというものをしているかなければならぬのですが、はからずとも先般ホテル・ニュージャパンの火災が起き

ました。私ども国際観光ホテルというのは、外国人の十分な接遇のための施設を備えているということが基本でございまして、そういう面について制度を保持してきたわけでございしますが、その施設の安全性、特に防災上の問題につきまして、消防法、建築基準法といったような関係法律と協調して国民の安全を守っていくことが法律の仕組みの基本であったわけでございしますが、このたび、そういった安全面でも消防法あるいは建築基準法だけに依存してやっていたとはいえないのだと、観光関係の法律でもそれなりの対策をもっと強化しなきゃいかぬということになったことが非常にびっくりしてまいりました。実は先般、国際観光ホテル整備法を特に防災面につきまして見直すため部内に委員会を設けることにいたしました。制度面の問題を中心にこれを検討するということにいたしております。

それから、ただいま先生の御指摘のありました通訳の問題につきましても、これは非常にむずかしい問題で、実は通訳案内業法制定以来今日まで主要な改正というものはなされておられません。しかし、実際に通訳の構造も変わってきております。外客の来方も変わってきております。そういった点も勘案しますと、やはりこういった点についてもいまの制度でいかどうかやはり見直していく必要がある。

そういう点で私どもまず旅行業法の見直しにつきまして全力を挙げてこの二年間取り組んでまいりました。ようやくここで法案を提出させていただきます。残りの問題につきましても引き続き検討してまいりたいと思っております。

○磯山篤君 総理府に設置されております観光政策審議会の答申を一通り見てみますと、安全面についての指摘が非常に希薄であるというふうに私も感じました。最近の内外の旅行も昔のようないい方ではあります。多様な多様なものが出てきております。したがって、残余の問題という言い方は少し適当でないと思いますが、この際一

遍、観光にかかわるすべての分野について、制度面でもあるいは運用面でも全般的に検討をまずしてもらおう。そのうち、法律改正を必要とするようなものもあるだろうし、あるいは行政監督指導で事が足りるものもあるだろうし、場合によりまず施設設備につきましても経過措置も必要になります。あるいは、語学の分野から言いますと早期に養成ができるというものでもありません。その意味では全般的な見直しをやるということについて、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 委員の御指摘はまことに私はそのとおりだと思います。それで、今回の旅行業法の改正と一緒に、いま部長から御答弁申し上げました国際観光ホテルに開連した、やはり国際観光ホテルにふさわしい施設、そして安全、防災、こうしたものが十分果たせるようなものに変えていくというふうな見直しをする。これをスタートしたわけであります。が、ただいまの委員の御主張はまことにそれとおりでございまして、ぜひわれわれとしては、観光政策審議会の方にただいまの委員の御意見をわれわれの方からお伝えをして、審議の対象にしてもらうというふうに考えてまいります。

○磯山篤君 じゃその点はひとつまた理事会でも十分御相談をいただきたいと思っております。さてその次は、主催旅行と手配旅行の問題についてお伺いをします。今回の法律改正の中でこの主催旅行、手配旅行というのが定義をされたことも特色だと思ふんですね。そこで、いろんなケースを調べてみますと、この主催旅行と手配旅行の区分、定義というものが必ずしも竹で割ったように明確でない部分が出てくるおそれが現実にあるわけですね。そこで、その主催旅行と手配旅行の区分についてもう一度明らかにしてもらいたい。

○政府委員(西村康雄君) このたびの法律改正では、主催旅行、これに對しまして手配旅行というのがあるわけですが、最近の主催旅行の普及が著しいものでございまして、主催旅行を特に取り

上げて定義をさせていただいたということでございします。主催旅行につきましては、法律で書いておりますように、その基本の考え方は、あらかじめ旅行の目的、日程、サービスの内容を旅行業者の方がまず計画を決めるということ、そして第二に、それは幾らで旅行をやるということ、そして三番目にこれを一般に募集して行うという、この三つの要素があるわけでございますが、主催旅行につきましても、この三つの要素があるもの、全部を通じて共通する要素というのはこの三点でございまして、この三つの要素があるものは主催旅行だと考えてよろしいかと思ひます。

○磯山篤君 その主催旅行にもいろいろな形態があると思ふんですが、大別してどういう種類に分かれますか。

○政府委員(西村康雄君) 主催旅行の形態と申しましても、実際に主催旅行で非常に丁寧なのは、出発地の航空機から目的地におきますホテル、そして目的地におけるいろいろな旅行、自動車を使ったり船を使ったりいろいろな旅行、そしてその中でサイトシーイングをする、そしてまた帰ってくるというふうな完全な形態の主催旅行がございしますが、こういうものの中で、それらはたとえば極端な場合は、往復の航空機と宿泊先だけが手配されて、あとの行動は自由だというふうな意味での、いわば非常に単純化されたそういった主催旅行もございします。こういった主催旅行には往々にして添乗員というものが省略された形で実際に行われるという形があるわけでございます。そんな点で、主催旅行の形はいろいろあると申し上げましたわけでございます。

○磯山篤君 よくパンフレットなんかで見ると、たとえば交通公社主催の主催旅行、これはごく普通の形ですね。あるいは東急でも日本旅行でも同じだ。それから、国鉄と交通公社が共催をする、こういうのもその主催旅行の一つだろうというふうに思いますが、国鉄の主催の旅行というのは法律の上ではどういう解釈をすることになり

ますでしょうか。

○政府委員(西村康雄君) 日本国有鉄道の旅行業の業務につきましては、これは旅行業法二十七条で、「この法律の規定は、国の行う事業には、適用しない」ということで、また日本国有鉄道法で、この国というのは日本国有鉄道について準用する、というふうになっておりますので、したがって、日本国有鉄道が行うものは適用がないという取り扱いになっております。

○磯山篤君 そうしますと、国鉄主催の主催旅行というのはない、あり得ない。法律の面からあり得ないし、実際もそういうことはないであらうと、こういう解釈でいいですか。

○政府委員(西村康雄君) 国鉄が行うのは、きわめて形式的に申しますと、この法律で言う主催旅行はあるわけですが、同じ実態があれば、それは主催旅行に該当するものがあれば主催旅行があるけれども、この法律の各規定が適用されず、したがって規制されない、こういうことになるわけでございます。

○磯山篤君 規制されないというのは具体的にどういう内容になりますか。できるとかできないとか、あるいはこういう場合ならばよろしいとか、具体的にしてみたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業法を適用されますと、まず最初に国に対して登録を受けるということがあるわけですが、この登録は要らないことになります。そして、営業保証金の供託ということがあるわけですが、この営業保証金の供託というものが要らないことになります。そして次に、各営業所には旅行業務取扱主任というものを置くことになっておりますが、これが要らないということになるわけですね。そしてまた、今回の法律改正で特に顕著になりました点、添乗員をつけるという問題がございしますが、この添乗員をつけるということが法律上義務にされないというふうになるわけでございます。そのほか、これらの業務を取り扱っていく上でのいろいろな規制がございしますが、これらの点が働かないということになるかと

ましようか。

○政府委員(西村康雄君) 日本国有鉄道の旅行業の業務につきましては、これは旅行業法二十七条で、「この法律の規定は、国の行う事業には、適用しない」ということで、また日本国有鉄道法で、この国というのは日本国有鉄道について準用する、というふうになっておりますので、したがって、日本国有鉄道が行うものは適用がないという取り扱いになっております。

○磯山篤君 そうしますと、国鉄主催の主催旅行というのはない、あり得ない。法律の面からあり得ないし、実際もそういうことはないであらうと、こういう解釈でいいですか。

○政府委員(西村康雄君) 国鉄が行うのは、きわめて形式的に申しますと、この法律で言う主催旅行はあるわけですが、同じ実態があれば、それは主催旅行に該当するものがあれば主催旅行があるけれども、この法律の各規定が適用されず、したがって規制されない、こういうことになるわけでございます。

○磯山篤君 規制されないというのは具体的にどういう内容になりますか。できるとかできないとか、あるいはこういう場合ならばよろしいとか、具体的にしてみたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業法を適用されますと、まず最初に国に対して登録を受けるということがあるわけですが、この登録は要らないことになります。そして、営業保証金の供託ということがあるわけですが、この営業保証金の供託というものが要らないことになります。そして次に、各営業所には旅行業務取扱主任というものを置くことになっておりますが、これが要らないということになるわけですね。そしてまた、今回の法律改正で特に顕著になりました点、添乗員をつけるという問題がございしますが、この添乗員をつけるということが法律上義務にされないというふうになるわけでございます。そのほか、これらの業務を取り扱っていく上でのいろいろな規制がございしますが、これらの点が働かないということになるかと

ましようか。

○政府委員(西村康雄君) 日本国有鉄道の旅行業の業務につきましては、これは旅行業法二十七条で、「この法律の規定は、国の行う事業には、適用しない」ということで、また日本国有鉄道法で、この国というのは日本国有鉄道について準用する、というふうになっておりますので、したがって、日本国有鉄道が行うものは適用がないという取り扱いになっております。

○磯山篤君 そうしますと、国鉄主催の主催旅行というのはない、あり得ない。法律の面からあり得ないし、実際もそういうことはないであらうと、こういう解釈でいいですか。

○政府委員(西村康雄君) 国鉄が行うのは、きわめて形式的に申しますと、この法律で言う主催旅行はあるわけですが、同じ実態があれば、それは主催旅行に該当するものがあれば主催旅行があるけれども、この法律の各規定が適用されず、したがって規制されない、こういうことになるわけでございます。

思います。

○磯山篤君 私はそのいうことはみんな承知をしてるんです。わかってるわけですが、国鉄が主催の主催旅行、私の先ほどの、たとえば交通公社なり四つの大手の旅行業者と国鉄が共催をするというところでの旅行という形式はあるわけですが、国鉄が単独で、旅行業法によらずに、いうところの旅行の商品として組織をすることができるとか、あるいは販売をすることができるとか、その点をお伺いしているのです。

○政府委員(西村康雄君) 現行法では特別に規制されておられません。

○磯山篤君 少し時間がここはかりそうですから、後でまたもう一遍もとへ戻ってきます。

そこで、この八二年速報版というのは、たまたま私は甲府の駅から上京するわけですが、その旅行センターの前に飾ってあったのですが、「泊二日一泊一泊」といってまあゴルフとセットになつているんですが、片山津、芦原、湯の山というふうなものがあつた。これは一泊二食の汽車賃、宿泊、これが明示をされているわけですが、右の欄にゴルフという欄があるわけですね。このゴルフというのは、どうも近畿日本ツーリストの主催旅行の中身ではなさそうなんです、このパンフレットでいきますと。どうもこれは宿泊のホテル、旅館が改めてゴルフを商品として売ると、そういうものがまとめて一本で表示をされているわけですね。この場合に、これを見ていただいて結構ですが、交通費並びに宿泊料というのは主催旅行の方で料金も明示をされているわけですね。そこで、あとゴルフの方の値段も書いてありますが、それは旅行業者、主催旅行を行っているところでは全く関係のない商品なんです。この場合に、主催旅行と手配旅行というのはどこで区分をするのか、これは具体的な問題ですから、その点ちょっと明らかにしてください。

○政府委員(西村康雄君) いまこの席で拝見しましたので、どうも正確なことは申し上げにくいのですが、ちよつと先生の御質問の趣旨が私完全には

理解できないのですが、このパンフレットの限りでは、近畿日本ツーリストが旅行業者として宿泊及び交通を含め、そしてゴルフのプレイについても含めた料金をこれは示しているということでございますので、ゴルフづきの主催旅行かと思ひます。

○磯山篤君 その場合、二通りあるんですね。主催をする旅行業者が全部ゴルフまでセットしてやる場合、これはまあ商品として一貫性があるわけですが、そのゴルフについて当該のホテル、旅館がセットをして、セットしたものをそのパンフレットに掲載をして、まあゴルフワンセット旅行と。いずれも手配とかあるいは主催と書いてありませんので、消費者の立場から言いますと、そのパンフレットを見た限りでは近ツーが、近畿ツーリストが全部その計画を主催をして商品を売ると、こういうふうに見えるわけですが、中身から言くと、私が申し上げたように二通り出てくるわけですね。その場合に、前段のゴルフも含めたものを計画をして商品として売る、あるいは料金もいだけ、公募もする、この場合には完全な主催旅行でしようが、その右の欄の薄い字の方のゴルフの部分については旅館手配ですから、旅館で何か災害、不祥事が起きた場合には主催旅行であり、近畿ツーリストが責任を負いますが、そのゴルフの方につきましても旅館の手配でありますので、これは主催旅行であります近畿日本ツーリストには責任がない、こういう問題が具体的に出てくるわけですね。そこで、主催と手配の違い、区分というものを、もう一度具体的な例で、それが一番いいんですが、具体的な例でひとつ明快に答弁をしてもらいたい。

○政府委員(西村康雄君) ただいま先生からお話のありましたゴルフの部分ですが、このパンフレットで拝見する限りは全部近畿日本ツーリストと一緒に手配する形になっていて、旅館側が手配するように私は私の方が見受けられないわけでございます。したがって、このパンフレットの限りでは、近畿日本ツーリストが交通、宿泊、そしてゴ

ルフを全部一括して引き受けて手配するというところになっていてございいます。

ところで、いま先生がゴルフで実際に事故が起きたときの法律責任はどうなんだというところでございいます。主催旅行といえども、旅行業法では旅行のサービスに関する手配の引き受けてございします。したがって、このゴルフ場自身の管理、運営上の過失あるいは行為によりまして損害が旅客について生じた場合には、直接法律上の責任が出るのは、不法行為の面でも、債務不履行の面でもゴルフ場の経営者でございまして、旅行業者自身についてはないわけでございます。そして旅行業者については過失があるとすれば、あり得るケースは、そのゴルフ場が非常に欠陥のあるゴルフ場だということが非常にだれが見ても明らかかなものを手配したという場合には、旅行業者の手配の過失ということが問われる。特に主催旅行の場合には、主催旅行業者の方からこれを提示するわけでございますので、その意味での過失が問われるということはあるわけでございますが、法律上の関係はそういうことになるかと思ひます。

○磯山篤君 そのパンフレットの限りでは、ゴルフまで含めてセットで商品が売られている、こういうふうに見えるわけですね。しかし実際は、左側に書いてあります黒い料金の部分、一泊二日の部分だけが主催旅行でありまして、右側の薄いゴルフ場の関係については旅館の手配であつて、主催旅行を主催をした旅行業者は情報を提供したただけだという場合、その場合にどこで区分をするか、その点。

○政府委員(西村康雄君) 旅館がいまお話しのようにゴルフ場の手配をしたという場合でございしますが、これはこの旅行契約全体の中でゴルフを含めて一応旅行業者が引き受けているわけでございます。現実の手配を旅館がしたということは、旅館が旅行業者の下請をして手配をしたわけでございます。あくまでも旅行業者に対する責任は、旅行業者がまず手配については生ずるわけでございます。したがって、旅館は単なる下請にすぎません。したが

いまして、あと現実の事故が起きた場合の法律関係は先ほど申し上げたとおりでございます。

○磯山篤君 少し問題が残つていますが、あとでまたそこは触れます。

衆議院の方でも大分議論があつたようでありましたが、たとえば町内会の日帰りの潮干狩りというのが商品としてあります。それを、何組か集まりまして、この町内会は一号車に乗ってください、この町内会は二号車のバスに乗って行きましょう、こういうものについては主催旅行とみなすか、この点いかがでしょうか。

○政府委員(西村康雄君) 何が主催旅行であるかにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。まして、町内会が初めからまとまっています、町内会の代表者が旅行業者に対して、こういうふうに旅行を計画して手配してくれということでの旅行が行われた場合には、これは手配旅行でございます。これに対して、その地元の旅行業者が、あちこちの町内会に声をかけて、そして旅行業者の責任で旅行を催したということであれば、これは便宜上、一号車には町内会、二号車には町内会とやっただけでありまして、町内会の区分自身は別に主催であることを妨げないわけでございます。やはり、主催旅行かどうかというのは先ほど申し上げました三つの標準で考えるべきことだと考えております。

○磯山篤君 そうしますと、潮干狩りというものについても手配旅行と主催旅行と二通り形式的には出てくる、こういうことになりませんか。いかがですか。

○政府委員(西村康雄君) そのとおりだと思います。

○磯山篤君 そこで、知識のある消費者であればそれほど問題はないんですが、消費者の立場からいいますと、これは主催旅行であるのか手配旅行であるのかというところは、それほど、専門家でない限りなかなかその区分、定義、あるいは補償の問題というのは容易に判断がつかねえと思うのです。そこで、いままではそういうことはなかつ

たんですが、この法律改正によって主催旅行とか手配旅行というふうに明示をして商品の販売をする、あるいは仕入れをする、こういうことの表示はどうなんだろう。私は、その方が消費者にとってもあるいは主催をする業者にとりまして、責任体制を明確にする意味でも必要ではないかと思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(西村康雄君) いまお話しでございすが、一般的に考えてみますと、広告を出してお客さんを誘引する、そして、その広告のところで具体的な計画が示され、金額が示されていればこれは主催旅行でございす。したがって、これは主催旅行であるという事はきわめて外見的に明らかでございす。その点で私も、消費者が主催旅行とか手配旅行であるとかいう言葉を理解する必要はないと考えております。主催旅行の場合には、そのような主催旅行につきまして旅行業者側がとるべき責任を取引の場合に必ず明示させる、こういう条件でお引き受けしますという事をあらかじめ明示させることを今回の法律では励行することを強く要求することにしておりますので、その点は、客が一々主催旅行かどうかということを、法律の条文を盾に一々首っ引きで考えるという必要はないので、そこにある旅行業者側が示した旅行書面、ここに書かれたところに従いまして、いろいろな事件、トラブルが起きたときに請求をしていただくという事で足りるわけではございす。そういう点では、主催旅行といふのは実際に旅行業者側がまずその点十分に心得て取引をすれば、そして主催旅行にかかわる約款で取引を正確にやれば、旅行者保護のために欠くところはないという事でございす。

ただ、先ほど先生が言われましたように、主催旅行である旨をはっきり書いたかどうかという御指摘があったわけではございすが、すでに現在やっておりますように、主催旅行の募集のパンフレットでは、主催だれだと旅行業者の名前を明示させることにしております。したがって、これが主催旅行だということについてはすでに明らかになってきているのがもう慣行として定着していると思っております。

○鶴山篤君 よく新聞で、まあ新聞でもスポーツ新聞、それから通常の新聞、さらにはこういうあてやかなものもありますけれども、その中で気がつくことがあるんですね。JATA正会員というのは小さく書いてある。そうかと思うと全然書いてないものもある。あるいは準会員というふうな表示のしてあるところもある。これは多少知識のある人は疑念を持ち、あんなにこれは、これはあの系列の下請会社であるなどという事はすぐわかるわけですが、一般の人というのはなかなかわからない。

そこで、こういう問題ができるわけですね。今回の法律改正に伴いまして主催旅行という定義が出たわけですが、主催旅行にしますと、いろいろ法律上の保護並びに規制あるいは制約というものがたくさん書かれていたわけですが、それだけ主体性を確立してしまつた主催旅行を、こういうことになつてしまつたが、余りめんどうな制約というふうな考えますと、本来ならば主催旅行で自分のところの商品を売るわけですが、そうではなくて、それを手配旅行に切り変えてしまつて、そういうことが理論上も実際上も起き得るわけですね。そういう可能性がこれからはたくさん出てくると思うんです。そういう点についてどういうふうにお考えですか。

○政府委員(西村康雄君) いま先生御指摘のように、主催旅行を手配旅行に切りかえるという例でございすが、実際に考えられるやり方というのは、主催旅行でございす、これは通常広く募集をする、旅行業者がまずから募集をするこの段階を、第三者が募集だけして、そして実際に手配を旅行業者にやらせる。それを、そういう最初の方の募集をするのがいわゆるオーガナイザーと呼ばれるというわけではございすが、このオーガナイザーということは、実際に主催旅行の場合にはやはり主催旅行業者が団体性を組織するわけではございす。

で、手配旅行が主催旅行とやはりそこで区分される最大のメルクマールは、主催旅行をする場合には、参加する人たちの相互のつながりがないという事が前提でございす。手配旅行は、初めから団体で申し込んでくる場合には、これは形は手配旅行でございすが、実はその団体がお互いのつながりがない人たちがたまたま臨時にその旅行だけを目的にして集められたという場合には、明らかに手配旅行を擬装した主催旅行といふべき形ではございす。こういう点については、これまで実際に例がないわけではなかったわけではございすが、おっしゃるとおり、これから主催旅行についての規制がいろいろとまあ従来に比べまして厳しくなるといふことになりまして、そのような脱法的な主催旅行が行われる可能性が今までよりふえるというおそれはないわけではございせん。ただ、これはやはり注意して見ますと非常にわがまものでございすので、これまでそういうものがあつた場合には旅行業者に対して厳しく指導してきております。

○鶴山篤君 最初、法律の改正をするときから、現実には本来ならば主催旅行がふさわしい商品でありながら、旅程の管理だとかあるいは添乗員の派遣の問題だとか、あるいは保証金の積み立ての問題だとか、いろいろな問題が出るために率直に言つてめんどくさいと、それならば手配にするという現実がはつきりしていきながら、そこをもう少しきちと指導監督する、あるいはそういう問題が出た場合にいかなる対策をとるかという事をあらかじめ明示しておく必要がある。そうしなせんと、この責任体制というものが十分に確立をされないおそれ私は十分にあらうというふうな考えものですから、あえてその部分について再度お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) 先ほど申し上げましたような形態で、実質的に主催旅行でありながら手配旅行の形態をとるものにつきましては従前から指導してきたわけではございすが、今後この法律が改正されました場合には、従来

とさらに異なりまして、主催旅行そのものについての規制が厳しくなるわけではございすので、こういう取り扱いにつきましては、具体的にこのようにしろということと関係業界に形を示して通達をし、その間に混乱が起きないように十分注意して指導してまいりたいと考えております。

○鶴山篤君 念を押しておきますと、私は、主催旅行あるいは手配旅行の表示をすることが、商品販売の側面からいへば消費者の立場から一番適切だと考えたわけですが、それをやらなくてもよろしい、旅行業者が主体的に十分にその責めを負う、こういうことを強調されておりますので、その部分については十分に監督者であります運輸省並びに旅行業者の態度をしばらく見守つていきたいと思ひます。しかし、私はその心配のおそれを持っておりますので、そこだけはきちと念を押しておきたいと思ひます。

さてその次に、旅行業務取扱主任制度の問題です。ここでは、大きく言いますと二つこれから考えなければならぬと思うのですが、その一つは、職務内容について省令で明らかにする、こういうふうにしてあります。それからもう一つ大切なことは、この主任者につかまして資質の向上を図つていくということが業界のためにあるいは旅行を快適、安全に行うために一番いいと思ひますが、まず、その二つの面についてどういうお考えであるのか、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業務取扱主任者というものは、各営業所におきまして実際の旅行業務の取引を行うに当たりまして、その営業所の業務の管理監督を旅行業法に適合したものとすようにして職務をございす。したがって、いまお話がございましたように、その旅行業務取扱主任者が業務を適確にするということが一番重要な旅行業務を適正にさせるためのかなめではございす。そこで、今回の法律改正では、取扱主任者の職

務として具体的に省令で決めようということでございますが、これにつきましては、各営業所ごとに行っております広告、パンフレット等を実際に営業活動としてやっている、これが法律に適合するかどうかというチェックすること、それから実際に旅行取引をするという場合に当たりまして、その契約の中身が適正かどうか、約款に適合したかどうか、これを具体的にチェックすること、そして契約に従いまして具体的なサービスを手配するという場合に、そのサービスの手配が確実であるかどうかというものをチェックする、そのほか、旅行取引に当たりましていろいろの苦情が寄せられた場合にその苦情を責任を持って処理する、こういった業務が旅行業務取扱主任者の業務として考えられますので、ここでこういうようなことを省令で明確に規定していきたいと第一に考えております。

それから、旅行業務取扱主任者の資質をそういうことで向上させる必要があるわけでございまして、一回旅行業務取扱主任者として選任され適法に行っている方たちが、一定の期間たつと能力がなくなるといふわけではございませんが、旅行業務を取り巻く諸条件が常に変化してまいります。いろいろな法律制度も変わります。あるいは約款も変わります。さらに、旅行先の状況も大きく変わってくる場合もございますので、やはり旅行業務取扱主任者というものはそういう状況に常に適合していくということが要求されるわけでございまして、必要に応じて、ときどきにこの研修というものをやっていく必要があるわけでございまして、国内の旅行業協会ではすでに研修制度があり、その知識を常に新しくするような努力をしております。これに對しまして、まだ一般旅行業に関する旅行業界としてはそのような試みがなされておられません、全般のいろいろな職員の研修制度を充実していくという中で、この旅行業務取扱主任者の資質の向上についても、研修制度を通じて十分に配慮をさせていくことが重要だと思っておりますので、旅行業界、旅行業協会に対してそのよ

うな措置を強く指導していきたいと思ひます。

○磯山篤君 前回の法律改正のときにこの取扱主任者の問題も相当審議をされたいきさつを知っておるわけですが、この主任者がある意味では店舗を代表するということと責任は重いわけですが、法律上はこれはあくまでも企業が最終責任を負う、あるいは全面的な責任を負うというのは前回の法律でも確認してあるわけですが、今回職務内容について省令で定めるということになりますと、ややその部分が希薄になつて、これは企業の責任ではない、取扱主任者の責任だといふふうになりかねないとおそれがあると思うのですが、そういう点については従来どおり企業の最終責任という態度は確認をしておいていいわけですね。

○政府委員(西村康雄君) ただいまお話しのとおり、旅行業務の取引の責任は旅行業者にございまして、旅行業務取扱主任者はそれを補助する重要な職を行っている者でございまして、旅行業務取扱主任者が仮に業務に過失がございしても、その責任は旅行業者が負うべきものでございまして、○磯山篤君 次に、国内でも国際でもそうでありますが、運賃の問題についていささかお伺いをしておきたいと思ひます。

最近、私も航空機によります国内旅行あるいは昨年は国際的な旅行も経験をしたわけですが、認可料金と実勢の料金の間には非常に乖離があるといふふうな判断をしますが、運輸省当局としてはどういふふうな感想をお持ちですか。

○説明員(仲田豊一郎君) 先生御指摘のように、特に国際運賃につきましては、かつその一部の市場におきましては認可運賃をかなり下回るといふ事実があるように聞いておりますが、私どもは国際航空運賃の不当な安売りとはいふものは、運賃の市場の秩序を乱すものである、ひいては航空運送事業の健全な発展というものを阻害するといふふうな考へております。したがらしまして、まことに遺憾であると思ひております。

○磯山篤君 最初から謝つたんじゃないやうがないと思ひますが、航空法第五十五条というのは十分

わかつていふと思ひます。この中で一番の問題点というのはこの項目になりましようか。百五条の中で一番これは考え直さなければならぬ、あるいは十分検証しなければならぬといふ部分は第何項に当たりましようか。

○説明員(仲田豊一郎君) 第五十五条は、先生も御承知のように、運賃の認可の基準を定めてあります。第一項は「当該事業の適正な経費に適正な利潤を含めたものの範囲をこえることとならないこと」、第二項は「サービスの性質が考慮されているものであること」、第三項は「特定の旅客又は荷主に對し、不当な差別的取扱をするものでないこと」、第四項は「当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがないものであること」、第五項には「他の航空運送事業者との間に、不当な競争をひき起すこととなるおそれがないものであること」。私どもは現在運賃及び料金の認可をやっております際に、この五項目を基準として判断しているわけでございまして、この五項目、どの項目についても非常に重要なものでありまして、このとおりやるべきものでありまして、これを現在の段階で変えるべきものだと考へておりません。

○磯山篤君 きょう現在と云つてみても無理でしょうから、最近の国際航空運賃ですね、為替相場で幾らで認可をされておりますか。

○説明員(仲田豊一郎君) 現在の国際航空運賃の建て方はすべて自国通貨建てといふことになっております。したがらしまして、日本発の場合は円建てであり、米國発はドル建てであります。したがらしまして、両方のそれぞれの通貨で固定しておりますので、そこには自然に為替変動があれば、その間の換算レートといふのは異なってくるわけでございまして、現在のアメリカ発のドル建て運賃と日本発の円建ての運賃を為替レートで計算いたしますと、いろいろ割引などむずかしいのですが、大体二百三十円程度といふことになっているかと思ひます。現在為替レートは大体二百四十円をオーバーしてありますが、私どもはこれが非常に著しく

乖離するやうなことがあれば、日本発運賃を上げるといふ手段が一つございまして。また、一つは向こうのを上げるか下げるか、両方選択がございしますが、もう一つは相手國運賃をまた上げるか下げるか、いずれかの手段によつて調整が行われると。いずれにしてもこの調整は、国際航空運送協会、IATAといふ多角的な組織がございしますので、この組織を通じて行われておるといふことが現状でございまして。

○磯山篤君 そうしますと、日本、成田から出る場合に円建てで二百三十円前後、それからアメリカ、ロサンゼルスでいいんですが、日本の場合にドル建てで円に換算して二百三十円程度と、これは間違いのないですね。

○説明員(仲田豊一郎君) 正確には記憶しておりませんが、現在日本発で決まっております円建て運賃、これの往復運賃、たとえば東京発サンフランシスコ、サンフランシスコからまた東京へ帰つてくる、このときに円建てでお払いになる運賃と、それから逆にアメリカの方がアメリカでお買ひになつて、サンフランシスコから東京へ来てまたサンフランシスコに帰つて行く場合の運賃ですね。この運賃をドルと円との間の換算は幾らになつてゐるかという御質問でございまして、それは恐らく二百三十数円といふことだと思ひます。

○磯山篤君 そこでもう一度元に戻りますが、認可運賃と実勢運賃の乖離が非常に激しいわけですが、これを認可料金の方で調整をしていくのか、あるいは実勢といふまでもこれまたピンからキリまであるわけで、最近極端な例があるわけですが、ここをどういふふうな整理をするお考へですか。

○説明員(仲田豊一郎君) 私どもが国際航空運賃を認可いたします際には、原則としてIATAレート、IATAで決まったものを大体において認めていく、IATAを尊重するといふ方針をとっております。しかしながら、IATAで多数國の企業が合意した運賃でございまして、日本の企業にとつて値上げするべき理由があるかないか

ということ、日本の航空会社の経費、特に燃料等の値上がりはどうなっているかということ、詳しく調査いたしまして、理由がある場合に値上げを認めるといことで、現実にはIATAで決まりましたから自動的に認可をするというようなことはなっておりませんが、一応それを基準としながら認可をしていくことをやっております。

○磯山篤君 IATAに加盟をしていない航空会社もありますね。したがって、料金につきまして、わが国航空法の第二百二十九条の二というのがあるんですが、これは外国人国際航空運送事業者の運賃並びに料金の認可であります。この百二十九条の二というのは、少なくともその前段に明らかになっております。これが、おのおの保障されていなければ意味がないというふうに思います。特に第五百五條の二項の五ですね。他の航空運送事業者との間に、不当な競争をひき起すこととなるおそれがないものであること。ということ、これを第五百五條の二と縛っているわけですね。したがって、百二十九条の二、外国人の国際航空事業者につきましても、第五百五條の二項の五というものは精神的にきちっと担保されていなければならぬと、こう思うわけですが、その点いかがですか。

○説明員(仲田豊一郎君) 御指摘の百二十九条の二でございます。この条文は外国人国際航空運送事業者の運賃及び料金の設定及び変更の条文でございますが、法的に申しますと、この条文は百五條の運賃の認可基準というのを全く援用しております。したがって、形式的にはこれにとらわれないと法的には言えると思います。しかしながら、私どもは先ほど御指摘のIATA以外の航空会社に対しても、実はIATAのレートによるべきこと、そのIATAで決めた運送条件に従うこと、これを条件にIATAキャリアと同じような運賃をいままで行政の方針として認可してきた次第でございます。したがって、法的な問題は別といたしまして、私どもは、ノンIATAの航空会社といえどもIATA航空会社と同レベルでもって運賃及び料金の認可を処理してきたということでございます。

○磯山篤君 運輸省は航空運賃の実態をよくおわかりになっていると思いますが、日本に入っている他の外国の航空会社の運賃、料金で、特にこれはひどい。ひどいというのは、高い意味でなく、安売りでひどい。こういうところは御存じですか。あるいは確認をしたり、時には勧告なり注意をした、そういうことはございますか。

○説明員(仲田豊一郎君) 一部の航空会社でそういうことをやっておるという事実は聞いております。そうして場合によっては、そういう航空会社ないしその代理店に対して注意を与えたという事実もございまして、または外国との航空交渉の場においてそういう事実を指摘し、是正しろというふうに申し入れたこともございます。

○磯山篤君 その極端な航空会社に注意を与えて、その後直ったと確認をしましたか。

○説明員(仲田豊一郎君) 私どもは是正べく申し入れた件にしましては、その後引き続いて続いているというふうな報告は受けておりません。で、直ったに違いないと思っております。

○磯山篤君 直ったに違いないという返事では困るんですよ。あなた方は監督官庁ですから、調べて、具体的に直った、直らない、その区別をしっかりとしてもらいたい。どうです。

○説明員(仲田豊一郎君) 先生御指摘のとおり、われわれはそういう責任を負っているわけでございますが、実は航空運送業界におきましても、自主的にこういうものを相互にチェックしようという一つのシステムをつくっておりますので、こういう一つのシステムなり、個々の航空会社に対して、ダンピングに走らないようにという注意を喚起して、このような遺憾な事態がないように努めているわけでございます。

○磯山篤君 大臣、この部分で私はある特定の航空会社の名前を言いません。言いますと、それは皆さん方にもあるいは国際的にもハレーションを起すでしょう。しかし、皆さんはこの航空会社の運賃がどうなっているかというところはわかってはいます。ですから、私はしばらくの間、皆さん方の措置を見守って、いずれまた改めてこの部分についてはきちっと整理をしたいと思うのですが、余りにもダンピングが激しい。たとえば大人の料金をスカイメイト料金ぐらいいに下げる、あるいは大人の料金を子供料金ぐらいいに下げる、こんなことはございませぬ。これはまあ航空の秩序の面から言ってみて非常に問題があると思うんです。

さてそこで、外国の航空会社が日本にダンピング運賃で輸送をしている、われわれはそれを問題にするわけですが、たとえばヨーロッパに行ってみますと、日本の航空会社の運賃というのは安過ぎるというふうなヨーロッパでこれまた指摘されている事実があるわけですね。これは御存じでしょうか。

○説明員(仲田豊一郎君) 外国の会社が一部のマーケットで秩序を乱しているという話は聞いておりますが、私どもは日本航空がそのようなことをやっているという話は今まで伺っておりません。

○磯山篤君 まあその点は後でもう一遍確認をしますが、さてそこで、認可料金と実勢の料金の間に非常に乖離がある、お互いにそこは認め合ったわけですね。遺憾であるのでこれはまあ直すというところも確認をされたわけですが、さて、法律上、こういう料金の違反があった場合に、罰則があるわけですね。罰則があるわけですが、現在の罰則ではいさますとまあ五万円です。五万円払えば難を免れるといえますか、そういうことがある。で、まあ再犯、再々犯を犯しまして、それに付いて特別の厳しい規制というものも法的には明示をされていないで、かつて航空局長から昭和五十一年九月の十日に認可運賃違反についての警告、こういうものが出て、逐次、旅行業界なりに適正化に関する協力依頼が出ていたわけ

です。その後、私が指摘をしましたように、IATAに加盟の航空会社の運賃もそうでありまして、IATAに入っていない航空会社の料金についても大変なダンピングがまだまだ継続をしております。

そこで問題は、認可料金と実勢料金を、たとえば認可料金を下げるなら下げる、実勢に近いものに適切に下げる――まあ下げるという言い方がいかどうかわかりませんが、適正にするということ、これを明示をして、ダンピングを防止するためには、まず基本になるその料金認可のところできちんとして、後ダンピングをしている場合に厳しく罰すると、こういう方法をとらなければ、第五百五條にいたしまして、あるいは百二十九条の二にいたしまして、ほとんど死文化してしまう、法律上をなしていないということになると思えます。その点についての見直しは大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) たてまえがいさか緩んでおるという御指摘だと思いますが、そういう事実も私は具体的に二、三聞いて知っております。それでわれわれの方の対応をいたしましては、日本国際航空運送秩序確立委員会というものを、日本に乗り入れておる各社との間でそうした委員会が設立されておりますので、この委員会の活動を大いにわれわれも支援しながら、不当なダンピングの行われぬような方向を誘導してまいりたいというふうに考えておるわけです。また、この認可料金そのものはやはり日本航空を、日本の航空会社を育成するという意味も裏にはもちろんあるわけでございますので、そうした意味から、その実勢価格との間の乖離が非常に激しいというところで、たてまえを変えることはいま考えられないわけでございますが、なお御指摘の点もよく踏まえまして、今後の運賃政策に十分対応してまいりたいというふうに考えます。

○磯山篤君 航空運賃というのは旅行業者そのものが値段を決める立場にはないんですね、率直に申し上げて。どちらかといいますと、国際的に

見ましても、航空会社そのものが航空会社の経営その他を考へて、一定の情報を流してダンピングを行う。これは当然だと思ふ。当然といひますか、そういう成り行きだと私は考へるわけですね。この昭和五十一年九月十日に出されております空監第五百八十一号というものは、航空会社そのものに触れていないです。これは手続の上では触れようがないから触れていないと思ふんですが、認識としては主体であります航空会社自身に問題あり、こういうふうに見ますか、その点どうでしょう。

○説明員(仲田豊一郎君) 御指摘のとおり、その安売りの原因の中でいろいろの要因があります。航空会社が全くこれに対して責任がないというふうなことでないと思ひます。大いに航空会社のサイドからもこれを是正する努力ができるし、またそれなりの効果もあるかと思つております。

○磯山篤君 航空代理店というのは、あれは届け出だけでいいんですね。いま私と担当の航空局長とのやり取りの中でおわかりのとおり、そういうダンピングの要素が幾つか介在しているわけですね。そうなりますと、これから少しでも航空運賃の秩序を確立するためにも、航空代理店の部分も少しメスを入れませんか、届け出だけではどうも防止するには十分でない、こういうふうには考へますが、この点についての何かお考え方はありますでしょうか。

○説明員(仲田豊一郎君) 航空代理店はあくまでも航空会社の代理人としての行為をやっているわけでごさいます。これの何と申しますか、行動についてのひとつの縛りと申しますか、指導というものは、かなりの部分が航空会社を通じて可能であらうかと思つております。また、ダンピングそのものが航空会社、航空代理店という方向をとられると同時に、またお客さんを集め、商品をつくらせて売るといふ面からもやはり考へなくては行かないと思ひますので、やはり両面からこれを追跡していかなければ効果がないんじゃないかと思つております。

ております。○磯山篤君 航空認可運賃実勢の問題については私は完全に了解ができたというふうには思ひません。この部分についてはなお引き続き説明をして、ダンピングの防止について十分取り扱ひを決めなさいやならぬ、こういうふうには思ひます。

さて、その次の問題ですが、例の外国旅行、主として外国旅行になりますが、無届けの航空代理店、もぐり業者という問題について衆議院でも議論になりました。簡単に言ひますと、最終的に航空局と観光部の間で相談をして、取り締まり、規制、監督についてはしっかりした対策を立てますと、こういう回答になつてゐるわけですが、もうすでに御相談はされてゐると思ひますが、結論はどうでしょう。

○政府委員(西村康雄君) 先般衆議院でこの問題について御指摘がありまして、私もこの問題についてまた実際に航空運送代理店を兼ねてゐる旅行業の問題として実際の問題を対処していくわけでございますが、これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、一つは日本国際航空運送秩序確立委員会を通じて、まず航空券の安売りの規制というものを、自衛というものを航空会社を通じて強く指導していくということ、これがまず基本でございます。そしてまた、私も旅行業法のサイドからは、もぐり業者というものが実際にいるという事実、これを無視できないわけでございます。ですから、これにつきましては、私も正直なところ、実際の能力不足で十分な取り締まりが今日まで行われることができなかったわけでございますが、もぐり業者というものが航空の安売りをやるといふ事実につきましては、もぐり業者の取り締まりということを通じてこの問題を対処していきたいということ、今後実際の業務の十分整理をし、行政の力を十分出してこの問題に対処していきたいというふうに考へております。

○磯山篤君 私の聞いたのは、航空局と観光部で相談をする、こうなつてゐたわけですね。相談を

されて、結論としてこういうふうになりますというこゝになつたかどうか聞いてゐるわけですが、感想を聞いてゐるわけじゃないんです。○政府委員(西村康雄君) いまの形が航空局と私どもの今後の行き方、当面の行き方の態度を話し合つた結果でございます。

○磯山篤君 そこで、おとしの旅行業者の実績は、五十五年度は三百九十一万とつた、五十六年度の推計で四百万台に乗つた、こういうふうな数字では言われてゐるわけですが、このほかにもぐり業者が取り扱つたものがどのくらいの人員であるかということはおわかりになりますか。おおむねの見当で結構です。

○政府委員(西村康雄君) ただいまお話しした数字は、日本からの出国した旅行者の数でございます。そのほか、もぐり業者が取り扱つた、正規のものと合せての数字でございます。もぐり業者の数字は、日本からの出国した旅行者の数でございます。そのほか、もぐり業者が取り扱つた、正規のものと合せての数字でございます。

○磯山篤君 この航空代理店につきましては、私先ほども言ひましたように、届け出制になつてゐるわけですね。ごく制度上単純な手法でやられてゐるわけですね。これが登録とか認可ということになりますとかなり厳しい制約を受けるわけですが、届け出制になつておられますので、その余地を残してゐるわけですね。もぐり業者の余地を最初から残してゐるわけですね。これは明らかに航空法違反だといふふうに私も思つてゐるわけですが、もぐり業者が取り扱つた場合の消費者の保護、こういうのを法的にどういふふうな成立をさせようとするんですか。もぐり業者が取り扱つた旅行で、なおかつ災害とか、不慮の事故だとか、そういう問題が起きた場合にはどういふ法的な措置になるんですか。

○政府委員(西村康雄君) いまお話ししたのもぐり業者が扱つた場合でございますが、これにはやはりケースを二つに分けて考へるべきでございませう。一つは航空運送代理店として、あるいは届け出を出さないもぐり業者の航空運送代理店として、航空券を売つ

た、その航空券を利用した結果、いろいろな事故が生じた、あるいはその航空券を利用できなかった、そういうような事故があるかと思ひます。この場合には、あくまでも一つは航空運送代理店としての届け出をしていないというふうな航空法の問題があるかと思ひますが、その事故に關しまず責任は、一般的に航空運送券の販売の法律責任としてこれは私法上考へるべきことになりまして、それがみずから航空運送人ではなく、単なる切符を売つたという地位であります。これはもともと航空運送が現実になされれば航空運送人の責任になりますし、航空運送代理店として切符を扱つただけであれば、それは手配者の責任ということになります。これはもぐり業者の旅行業としてそのほかにホテルなり何なりをセツトしてやつたことになりまして、まさにもぐり業者の旅行業として問題になるわけで、公法上は無登録営業ということに相なるわけでございます。そしてやはりそのために事故が起きた、航空運送の点で事故が起きた、あるいはホテルについて事故が生じたと言へば、これはやはり手配ということで行つてゐるのであれば、手配自身についてのミスが、過失がなければ、それぞれの航空運送人あるいはホテルの側から不法行為あるいは債務不履行として問題が出てくるということでございます。

○磯山篤君 幾つかのケースがあるわけですね。最初からもぐり業者の航空代理店ということも言ひ方としてはおかしいんですが、もぐり業者が一つある。それが航空券を手配をする、手配といひますか取り扱う。それからなお、そのもぐり業者がホテルまで全部セツトする。これは明らかに全体が違法ですね、違法になります。それから、航空代理店が航空券の取り扱いだけを行つたならばこれは問題ないんですが、ホテルの予約、手配その他を含めてセツトをするということになりますとこれは業法上違反になる。幾つかケースがたたくさんあるわけですね。

そこで、そういうこともできるだけ防止をする

意味では、観光部としても考えなければなりませんし、航空局としても、この際単に届け出でなく、もう一ランク上の登録とか認可とか承認とか、何かそういう方法をこの際検討することも私はいいんじゃないかと思う。明らかに違法行為がばつこしているわけですから、それを十分に規制をする意味でこの際見直しをする、この必要があるとは私は考えますが、その点はどうでしょうか。両方からお答えをいただきたい。

○説明員(仲田豊一郎君) 違法営業があるようでございますが、それが無届けで航空代理店をやっていたかどうかという問題、また、無登録で取扱業の方をやっていた者、二つあると思いますので、その辺は実態に応じて担当局と相談をさせていただいて適切な措置をとりたいと思っております。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業につきましては、先ほど申しましたように、すでに登録制度をとっておりまして、これについては無登録業者の取り締まりということから強化していくわけでございますが、航空運送の代理だけを行ってのものにつきましては、この法制につきましては、はどのように対処するのが一番効果的か、航空局の今後の検討にまかしたいと思います。

○磯山篤君 最近、日本に外国の旅行者がたくさん来るわけですが、なかんずく東南アジアから日本に、観光あるいは商品の購入その他を含めて大分激増をしているわけですが、この中で、正規のルートを通して公明正大に入ってくるものもありますが、そうでないものも大分あるやに聞いています。その点、観光部の方でも、あるいは航空局の方でも、実態をどういうふうに掌握をされているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(西村康雄君) 海外からの旅行者の日本への入国につきましては、海外でどのような旅行契約をやっているか、これは海外の各国の問題でございます。これらの旅行者が日本に入国するにつきますと、入国その他の手続をとって入ってくるわけでございますので、入国そのものにつ

いてはもうぐりというのではないかと考えておりますが、あと実際に懸念されますのは、それらの方々が日本の国内を旅行するのに、いろんな意味で日本の秩序に反していることを行っていないかどうかというように思いますが、それについて現実に大きなトラブルなり何なり出ませんと、なかなかそういう実態について私どもが触れることが少ないわけでございますので、その点については必ずしも十分な情報を得てはおりません。

○磯山篤君 まあ情報を得ていないことはないと思いますが、東南アジアから日本に来る。成田なり大阪国際空港ではそれなりに出てきますね。日本の国内の受け入れ体制が、もうりの業者がやっているものもありますね。それから無免許といいますが、ガイドについてもそういうのをしばしば見受けま

それから、私はよく国会の周りで青ナンパー、白ナンパーの観光バスを点検をして歩いたことがあるわけですが、この観光バスにつきましても、白ナンパーのバスが大部分横行している実態があるわけですね。そういうことは御存じだと思いますが、どうでしょう。

○政府委員(西村康雄君) まず旅行業者が扱っている面でございますが、まず、ほとんどの海外から入ってくる、特に東南アジアから入ってくる人たちの取り扱いにつきましては、海外の旅行業者が旅行者と契約をして入国してまいります。したがって、これを受けて日本の旅行業者が行っておりますのは手配でございます。国内でのいろいろな旅行の手配でございます。これにつきましても、もうぐりという問題が生じません。私どもいま旅行業法が規制しておりますのは、旅行者と直接契約をする者としての旅行業者でございますので、そういう意味では、海外の旅行業者の下請をするものにつきましても、もうぐりかもうぐりでないかというふうな余地が実は生じないわけでございます。

○説明員(大久保一男君) 残念ながら、白バスに

よります貸し切りバス経営類似行為というのは近年少なからず発生しております。輸送秩序の維持あるいは安全確保の観点から見ますと、このできない問題であると受けとめております。

○磯山篤君 そうしますと、正規の旅行業者と契約をして、そしてあとは日本の場合には手配だけである。しかし、手配だけであつたにしてみても、白バスを使う、あるいは無免許のガイドを使うというものは法的には許されていないはずですね。その点どうでしょう。

○政府委員(西村康雄君) 先ほど申し上げましたように、その国内での手配の行為は旅行業法における規制の対象ではございませんので、それらの白バスを使うあるいは無免許のガイドを使うという行為自身につきましては、白バスの提供についての実際の補助というものが成立するかどうか、あるいは無免許ガイドの補助が成立するかどうかというふうな面では違法の問題が生ずるかと思

○磯山篤君 この点について最後に大臣の決意を聞いておきたいんですが、日本に大いに観光に来てもらうということは政策上必要であります。ただ秩序を乱してもらうというものはこれは健全な旅行の立場から言ってみてよくないと思うんです。そこで、たとえばガイドの場合でも、英語、フランス語あるいはスペイン語というふうなものについてはわりあい国内で優秀なガイドがいるわけですね。しかし、東南アジアにつきましても、いままですと、日本で免許を受けたガイドさんというものがあつて、日本で免許を受けたガイドさんというものはわりあい少ないわけですね。そのためにごく手軽に無免許のガイドを使う、こういう余地が現実にあるわけですが、そういうことを全般的にこの際きちんとしないとうまくない、こんなふうに思います。そこで、この外国旅行にかかわるものぐり業者あるいはもうぐりにかかわる諸問題についてこれからどうしていくかということを、最終的にひとつ大臣の決意を、考え方を伺っておきたいと思つて

○国務大臣(小坂徳三郎君) 今回の法案に関連して、ただいま委員からきかれて現実的ないろいろ御質問並びに御指示をいただいたわけでありまして、いづれもきわめて日本の国際観光にとりまして重要なことであるとともに、おっしゃるとおり、やはりこの国際観光が増大することは望ましいのであります。そのことによつて日本の国内のいろいろな秩序が乱れることはまたこれ大いに警戒しなければならぬ二面性のあることをよく踏まえて、今後ともいろいろな御指摘に対して誠意を持って検討し、また違反があるならばこれに対して十分な厳正な態度をもって臨みたいというふうに考えております。

○磯山篤君 ただいまも触れましたけれども、それから冒頭にも申し上げました。冒頭では通訳案内業法を見直した方がいいなど、こういうことを申し上げたわけですが、最近旅行が非常に多様化、多様化しております。やはり東南アジア向きの通訳案内業というもののこの際積極的に取り上げる必要があるだろう、こういうふうに思

そこで二つ、三つお伺いしますが、現在、ガイドの方々の賃金、労働条件というものを調べてみますと、必ずしも優遇をされているというふうには見えないと思つてます。たとえば通訳案内業の試験に合格しますと、若い人は商社がすぐ引上げしてしまふという問題がある。条件が合わないでガイドでいきなうという方々の年齢を調べてみますと、最近四十代、五十代が非常にふえてきた。年間の年収を見ましても最高五百万円、これは働く日数によつても違つてはすけれども、平均して三百万円から四百万円ぐらいの年収にしかありません。非常に待遇の上で悪いという特徴がございます。これをどういうふうにか改善をしていくかということも日本の旅行業界にとりましては非常に必要なことだろうというふうに思います。それからもう一つは、通訳案内業法の中にあります国家試験のあり方の問題ですね。これも旅行の多様化に伴つてこの際見直しをする方がよ

う、こういうように考えますが、その点いかがで
しょう。

○政府委員(西村康雄君) ガイドの待遇の点でござ
います。いまお話ございましたように、ガイ
ドという職業を選ぶにつきまして非常な御苦労が
あるわけでございますが、そのような意味での厳
しい試験を通過せられたガイドを遇するにふさ
わしい待遇かという点につきましては、私どもも現
状決して十分だと思っております。この点につ
きましては、しかしやどういうふうにするればガ
イドの待遇がよくなるかということでございます
が、なかなかむずかしい点がござります。先ほど
先生からお話がありましたように、ガイド試験を
通りました者の中で実際にガイドになる者はそ
数は多くない。その実態は、実はガイドの国家試
験というのが、語学の試験としまして最高の
むずかしさの試験でございますので、外国語の実
力を試そうという者がこれを受けるということも
ござります。そういった点も一方にあると同時に
に、実際にガイドになられた方もいろんな形で
ガイドの仕事をする。もっぱらガイドを専業にす
る方もござりますし、一方で他の職業をしながら
あるいは家庭にありながらいわばアルバイト的に
ガイドをするということも、供給サイドでも非常
に多様でございます。また、需要サイドもいろ
んな波動的な仕事でもござります。そういう点
でなかなか需給のバランスというのはいずれか
し。またガイドというのは、一人一人が個性ある
仕事をするという点から、非常にこの市場全体と
しますと買い手市場にならざるを得ないというよ
うな問題がありますので、これはもちろん通訳案
内業法自身の問題としても考えると同時に、現実
の制度の中でもどういうふうにするればガイドの待
遇というのはよくなるか、これは本当に考えてい
かなければならぬことだと思っております。いま考
えておりますが、なかなかいい方策というのが実際
に出てこないというのが現状でございます。

それからまた、国家試験の問題でございます
が、先ほどいろいろなお話がありましたように、

国家試験の点につきましてはこれは国が現在直接
行っておりますが、現在行っておりますガイドの
試験の語学の種類というのは八カ国語でございま
す。したがって、先ほどお話がありました東
南アジアから来るような、非常に最近では各国から
来訪される方が多いわけでございますが、それら
の国の方々の需要に應ずるようなガイドというも
のが供給できない。あるいは、すでにある中国語
につきましても、実際に中国語の試験を受ける方
の数が少ないという点、そういった面でもまだ不
足する点がございます。ただ、これらの語学につ
きまして、直ちに需給の問題でございます
ので、このような試験を受ける方が多くないとい
しるガイドの供給はできないわけでございます
で、私どもとしては新しい外国語につきましては
まずその試験の種類をふやすということをし
つ試みていかなきゃいけないだろうと。どのよう
な言葉についてやるか。これについては、実の
ところを申し上げますと予算の面も制約もございま
すし、また現実に試験官になる人の点でも制約が
ござります。そういった点でなかなか需要に
よるようなガイド試験というのはできないのが現状
でございますが、こういう点も今後十分に研究しな
ければならぬ点だと思っております。

○磯山篤君 いやいまの点は制度の面でも運用上
の面でも検討の要ありと、こういうふうに確
して、今後の作業にまわりたいと思っております。

さて、時間が非常に短くなりましたので簡単に
申し上げますが、いろいろな主権旅行を行う場
合に添乗員を添乗させる。それは原則を言いま
す、旅行を主催したところがその従業員であ
ります。添乗員を添乗させる、これが原則だ
と思っておりますが、その点いかがでございま
すか。

○政府委員(西村康雄君) いまお話しのように、
今回の法律改正では、主権旅行につきまして旅
程管理業務というものを特に明記しまして、これ
を的確にするように措置を義務づけたわけござ
います。これに伴いまして、その旅程管理を現
旅行の先で行う者として添乗員を位置づけたわけ

でございますので、これは旅行業者の固有の業務
でございます。いま先生がおっしゃったように、
したがって添乗員は当該社員が行うのが通常
でございます。

ただ現実には、海外で自分の会社の添乗員が
すべて旅程を管理することがかえって現実的
でない、海外の事情については海外の実際のホ
テルなりあるいは旅行を手配した向こうの業者が、
いわゆるランドと呼ばれる業者がおります。
そのような業者が実際の添乗業務を行った方が
ベターだということもあります。また、海外の日本
側の営業所の職員が現実に向こうで添乗と同じ
ことをやるということが合理的な場合もございま
す。そしてまた、日本から添乗員を送る場合
でも、日本のいろいろな需給のバランス等で、外
部から添乗員を仰ぎましてそしてその人たちに添
乗の業務を任せるといような例もあるわけござ
います。

○磯山篤君 抽象的には私もそういうことがあり
得るといふふうに思いますが、基準はどういう形
で設定することになりますか。あるいは、基準
を設定した場合にそれはどういう、たとえば政令
とか、省令とか、あるいはその他の方法で明示を
するの、あるいは、その点いかがでございま
すか。

○政府委員(西村康雄君) 今回の法律では、旅程
管理を行うための措置を省令で決めることに相
なるわけでございます。その一環として添乗員の配
置を規定することになります。したがっていま
申し上げたように、こういう場合には日本からの
添乗員はつけなくていいということも省令で規定
していくことになるわけでございます。そのよう
な形で日本から添乗員をつけない場合には、先
ほど申し上げたように、現地での職員がこれを受け
るとか、あるいは現地での手配業者がこれに代行
して行うとか、あるいは非常に簡単な旅行でござ
いましたら要所だけその旅程管理をチェック
するとか、そういうようなことを省令で決めてい
く予定でございます。

○磯山篤君 その場合は、国際、国内いずれも主権
旅行について明示をすると、こういうふうに理解
をしていいんですか。

○政府委員(西村康雄君) 国際、国内それぞれの
事情に應じまして明確に規定していきたいと思
っております。

○磯山篤君 さて、衆議院の運輸委員会が当業
法の審議の際に、添乗員の供給事業の経営形態の問
題について大分質問があったわけであり、最終
的に、請負という概念になじむかどうか調査した
い、こういうことになっていくわけですが、労働
省として検討をされたかどうか、あるいは、それ
上で運輸省と具体的な相談を行っているかどう
か、その点いかがでございましょうか。

○説明員(田代裕君) ただいま先生お話し
のように、衆議院の段階におきましてこの添乗員の
ゆる派遣形態の問題といたしまして、これが現
行の職業安定法に抵触するのではないかと御指摘
がございました。私どもも残念ながら、御指摘
にはその事実等については十分承知をしておいま
してございまして、直ちに調査を開始いたしま
した。現在まだ精密な調査の最中でございま
すので、最終的な結論を申し上げる段階ではござ
いませんけれども、この案件につきましては、一つ
は主権旅行を行われるいわゆる旅行業者と、そ
れからその添乗員を派遣される会社との間に一定
の契約は結ばれて行われている。その契約内容は、
いわば業務の請負という内容をもつて一応形式上
つくられていくわけでございますけれども、個々
の内容につきまして問題があるというふうな判断
がございまして、現在その点について詳しい内容
を調べているわけでございます。特に労基法事案
につきましては、単に形式的な契約というだけで
なく、実態がどうか、特に添乗員が行う
業務というものが請負というものの全体になじ
む内容になっているかどうか、これが一番の問題で
ございまして、その点目下鋭意検討を進めてい
る最中でございます。

○磯山篤君 時間があれば具体的なことを私も披
瀝をして、当局側からの見解も聞きますが、時間

がありまけん。そこで、少なくともこの業法の成立までの間に、この部分について明確にまず当局側の調査を明らかにしてもらう、その結論を当委員会でも明らかにしてもらおう。そうしませんが、率直に申し上げてこの部分、まあ業界の中でも、あるいは今回の業法をつくり上げる上でも問題を残したままで業法を改正してしまうというのは、私は問題があると思う。そこで、中身は言いませんが、結論として、この業法の審議が完結するまでの間にその情報を提供してもらってその取り扱いを決める、こういうことで大臣、いかがですか。

○政府委員(西村康雄君) ただいまの労働省からの御見解を私もぜひ伺いして、この法施行までにこの体制を明らかにしていくことが必要だと考えております。

○種山篤君 私の時間が参りましたが、いまの点、大臣、おわかりのとおり、添乗員の供給といいますが、派遣といいますが、そういう問題について、今回の法律改正を行うに当たってすべて問題の処理をする、こういうふうにいまだ観光部長は答弁をされたわけですが、このことを含めて大臣の御答弁をいただいて終わりたいと思うのです。

○国務大臣(小坂徳三郎君) いま観光部長から御答弁申し上げたとおり運びたいというふうに考えます。

○委員長(桑名義治君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時四分開会

○委員長(桑名義治君) ただいまから運輸委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○黒柳明君 午前中いろいろ総括的にお話を承りましたので、なるだけダブらないようにと思いま

また主催旅行ですけれども、これを実施する者の営業保証金を今度は、充実強化するんですか、この改正案。これは結局具体的にどんな内容、どういうことなのか、ひとつ御説明願えますか。

○政府委員(西村康雄君) このたびの改正案の一つの大きな項目が主催旅行に關してのことでございます。今度の改正案では、主催旅行をやる旅行業者につきましては、主催旅行をするかどうかの別をまず登録させるということがございます。そして、この主催旅行をする場合にはさらに営業保証金を積むということを、これは通常手配旅行だけをやります場合より多額の営業保証金を積むというように制度強化しようということでございます。

このような営業保証金に關する制度をつくらうとする背景でございますが、最近の旅行の普及は大変著しいのですが、この旅行、特に団体旅行の過半数は主催旅行という旅行形態で行われております。主催旅行の特色と申しますと、一つは主催旅行の性格に従いましてあらかじめ旅行業者が手配をする、これはホテルなり交通機関なりそういうものを一定の見込みで手配をするわけでございますので、そのための手配の代金をあらかじめ前金で打つということ、そしてさらには募集をするための募集費用、これは新聞広告なりパンフレットをつくるなりいろいろほかの営業所に頼むなり、いろんな募集費用がかかります。こういった点でかなり大がかりにあらかじめやるわけですが、その見込みが外れますと大変な損をする、こういう投機性があるわけでございます。それが第一。

そして、このために旅行業者は実際には不特定多数のお客さんを集めるものですから、お客さんからあらかじめ旅行費用全額を前受けするというところでございまして、旅行をやります前にかなり多くの額の金を預かるという実態がございまして、そして主催旅行を同時に何本もやるということになりますと、その集められる金額は相当な額になるわけでございます。

このような投機性のある旅行、主催旅行が、最近のように特に景気が悪くなつてまいりますと、

ますます投機で自分の経営の沈滞を回復しようというところに走りがちでございます。昨年の暮れにたとえばジャンボセブンというような会社が倒産いたしました。そのときに、お客様から預かった前受け金が一億数千万円ございました。これが全部焦げつきということになりました。旅行はもろんできない。この迷惑を受けた旅行者は六百人以上に上っております。

こういった主催旅行の危険性ということを考えますと、何らかの担保をしておかないといけないということになります。旅行業法では、あらかじめ旅行業者の債務を担保するために営業保証金制度というのを設けております。営業保証金制度によりましては、従来一般旅行業につきましては主たる事務所につき六百万円、従たる事務所一カ所につき三十万円ずつ営業保証金を積み立てるということになっております。また、国内旅行業者は主たる事務所について二百五十万円という金額を積み立てるようになっておるわけですが、このような旅行業者の営業保証金だけでは、今日のようにならざる主催旅行をやる場合には、一たん事があつた場合にはとても賄えないという事態が生ずるわけでございます。そういうことで、今回は少なくとも主催旅行をする者については営業保証金の額を引き上げて、お客様の方が一のときの補償に備えるということにしなければいけないということ、今回の改正案では、一般旅行業につきましては、法施行時に一億二千五百万円という額、それから二年後には五千万円にするということを目途にしております。また、国内旅行業につきましては、主催旅行をする者について、主たる事務所についてその金額五百万円、これは法施行時でございます。それから二年後には一千万円にするというところで、段階的にその金額を上げて、少しでも旅客の保護ということに備えたいということ、もちろんこの金額は決して旅行者のためにとって十分な金額とは言えませんが、現実の旅行業者の負担という点から言いますと、この程度のも

のが現状では限度かということであるようなこと

にさせていただこうと思っております。

○黒柳明君 万が一の場合にこの保証金が還付される。還付されるとすると、この改正案を見ますと、ホテル等と旅行者と同等というようになるとなっていますが、これは旅行者の方にウエイトを重くするなというふうな考えはないんですか。

○政府委員(西村康雄君) このたびの営業保証金の制度を議論しました場合に、いま先生からお話がありましたような制度の改正について意見が出たわけでございます。営業保証金制度というのを一つの事業をやっていくのに取っている場合、これは業者相互間の取引でございまして、一方の業者は保証金を積むということを経営上強制するような制度はなかなかこれはないわけで、やはり一般消費者の保護ということが念頭にあるために、このような営業保証金制度というものが設けられていられる大きな理由があるかと思っております。

ただ、旅行業法につきましては、その制定当時の経緯から申しましても、今日に至るまで、旅行業者と取引のある者全部についてこの営業保証金を旅行業者の取引の担保にするという制度で来たわけでございます。これが旅行者の保護に欠けないかという点の疑問が出てくるわけですが、今日旅行業者がここまで発展してまいりました一つの支えといたしましては、やはり旅館等との取引の場合に、旅行業者は御承知のように非常に零細でございまして、その零細な旅行業者と取引することとを旅館側が援えているのは、旅行業者側に営業保証金という備えがあるために、まあある程度信用が少なくても、旅館側が旅行業者と取引をするということが可能になってきたわけでございます。

そういう点の経緯もありますので、なかなかいままさに旅行業者の営業保証金について、旅行者のためだけというふうには踏み切れない事情がございまして、そこで、このたびの改正に当たりましては、旅行業者サイドで本当に旅館側が安心できるように取引の形を十分に工夫しようと思つて、できる

だけ早くそういった点を工夫して、その上で旅行者のための営業保証金制度に持つていくということとを、その法律制度の検討に当たりました関係者一同の合意として、そういったことの方角づけを確認いたしております。

○黒柳明君 旅程管理に関する規定が主催旅行だけに課せられていますが、手配旅行にはない。これはどういうことなんですか。

○政府委員(西村康雄君) 主催旅行と手配旅行というのは、今回の法律で初めて区分が明確にされてきたわけですが、契約上、これはかなり法律上の性質が違ふ。主催旅行の方は、旅行業者があらかじめ計画を立て、そして旅行者との相談でなく、こういうことで旅行をやるよということとをあらかじめ決めて提示して、そして旅行をさせることを引き受けているわけでございます。そういう点では、旅行業者側に最初の提示した計画どおり旅行を遂行するという当然責任が強く出てくるわけでございます。

今回の旅程管理業務というのは、そういう意味での旅行業者側の責任を全うさせるために、実際の旅程管理——旅行というのは非常に不確定なものでございます。いろいろと未知の部分が多いものでございますので、実際の旅行を遂行するに当たっては、ずうっと旅行を現実管理していく必要がある、そして最初の約束どおり旅行をさせるということが必要になってくるわけで、これを添乗員その他、そういった公法上の制度で確実にさせようということを配慮したわけでございます。

なお、手配旅行についてはこのような意味での義務というのはなく、それは旅行者側から依頼されたところから従って手配すれば足りるということとでございます。ただもちろん、旅行者側が特に、その依頼した手配についていろいろと不確定な要素があるから、その場合にはしかるべき対応をせよというような依頼があれば、その契約の趣旨に従って旅程管理をするということは生じてくるわけでございます。

○黒柳明君 そうすると、その内容はどんなもの

なのか。それから添乗員の研修、これはどういうふうになっていくのか。

○政府委員(西村康雄君) 旅程管理ということとは、先ほど申しましたような旅行の計画を最初のとおり遂行するということでございますので、まず最初に、最初の旅行の計画がうまく手配されているかどうかというのをチェックすること、それから第二に、旅行を遂行していくときに、旅行サービスを提供する機関からいろいろのサービスが旅行者に提供されるわけですが、その提供を確実に旅行者との間でつないでやる、つまり受領について協力するということ、第三番目が、予定どおりいかない場合に、最初の目的に従った旅程をできるだけ遂行するように手配をし直すということ、第四に、主催旅行は団体でございますので、この団体をまとめて旅行をさせる、こういうことが旅程管理の内容になるわけでございます。

○黒柳明君 添乗員の研修は。

○政府委員(西村康雄君) 失礼しました。添乗員につきましては、現在まで旅行業協会が添乗員研修をやっておりますが、今後とも、この法律が施行されますと添乗員につきましては一定の研修を必要とするようになりますので、そのために旅行業協会に積極的、組織的に添乗者のための旅行研修、旅行業務の研修ということとをさせるというのを予定しております。

○黒柳明君 いわゆる不健全旅行、買春旅行、こういうものが一つの法改正の口火になったわけですから、今回の改正の中には、旅行地に施行されている法令一般、こういうようなことが明示されておりますが、これはどういう理由なんですか。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業法で、今回、買春ツアー等も含めまして不健全旅行の対策というのを考えたわけでございますが、そのときに、特定の事項を示さないで旅行地における法令に違反する行為というように取り上げましたのは、やはり旅行業者というものがお客さんを連れて旅行をするというときに必要とされますのは、相手

国の秩序に従って平穩に旅行をするということが一番重要なことでございます。それによりまして、旅客の保護も図られますし、また今後旅行業者が旅行者を連れてその国へ行くこともできますし、また、その他の日本国民がその国へ旅行するということも可能になるわけで、やはりその国の法令に従って、秩序をもつて旅行をするということとが一番望まれるわけで、そういう点では、売春のみならず、その他の法令についてもやはり遵守させることが必要だ、そういう趣旨で旅行地における法令とさせていたわけでございます。

○黒柳明君 売春のほかにも現地の法令一般を遵守する。たとえばそうするとギャンブル。ギャンブルなんか連れて行って、負けりやいいですけれども、勝つて今度は外為法違反でつかまったりというケースになった場合には、これどうなりますか。売春というものは同じ目的でやるのでこれはあれですけれども、ギャンブルの場合には、同じ目的でやっても今度は結果が違います。売春の場合も若干結果が違ふのかわからないけれども、ギャンブルは、負ければいいですけれども勝つ場合ね、それを持ち込んだというふうな可能性も今後は出てくると。これとの関係はどうなりますかね、そうすると、そうすると、そういうところはやっぱ不健全だから、現地の法令一般に抵触するから、そういうところへも今度現地は公認賭博場ですからね。そういう関係はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(西村康雄君) 旅行地の法令に違反するかどうかというところでございまして、いまお話しのような公認賭博場へ案内するということはこれはむしろ旅行地の風土に合った行動でございまして、それは許されることと。

○黒柳明君 だからその結果です、勝った場合、それを持ってきちゃったと。

○政府委員(西村康雄君) しかし、勝ち負けにつきましては、これは日本へ入ってくるまでの問題でございまして、旅行地の法令の違反というこ

とではございませんし、またその持ち込み自身は各人がおやりになるので、旅行業者が関与することではございませんので、旅行業法の問題外とわれわれは考えております。

○黒柳明君 だつてそういうところもやっぱ考えないと、それは確かに現地の法律じゃない。持つてくることでしよう。ですけれども、結局旅行業者がそこに案内したということに因してやっぱ結果が出るじゃないですか。そうすると、必ずしも現地の法令一般には抵触しなかつた、外為法違反というところでやっぱ国内法との接点になるわけですよ、それは。そうすると、連れていくことの健全さというものはその時点ではないわけですか、公認賭博場ですから。だけれども、連れていかなければ——個々のケースですとこれは完全に旅行業者は関係ないわけですからね。どこで買春しよう、不健全なことをやるうとこれは関係ないわけですから、やっぱグループでまとまって、その接点に旅行業者、運輸省の少なくとも行政指導の中に入るものが仲介に立つたというところ、それについてのやっぱ不健全性をなくすわけでしょう。そうした場合に、それを因として結果が出る可能性があるし、現にそういうケースはあるわけでしょう。これは税関で一々そこまでする場合はチェックしませんが、チェックしないからこれは出ないんですよ。こんなもうけたときだけばこつと出ますけれどもね。ですけれども、やっぱそれはそういうところも考えられるんじゃないですか。業者が連れていったことを因にして、国内法との接点においてやっぱ不健全なものである。不健全どころじゃないで、法的に出る可能性もある。そういうことが結果的に出る可能性もある。そういうことについて、連れていったことは不健全じゃないと、これはもう現地としては結構なことであるというところだけれども、その延長線の最後のところは、不健全どころかもう法に抵触するという結果も出するという行動を業者がやるという可能性まで出てく

るかも知れない。まあそこまで考えていませんでした。これから考える。

○政府委員(西村康雄君) お話しのような事例もあるいは生ずるかも知れませんが、海外へ行きまして、皆さん楽しみのショッピングをする。その場合も非常に大量にお買い込みになる。買うこと自身は非常に結構なことであります。今日の場合ですと、外貨を使うこともまた褒められることかもしれないけれども、しかしその結果、日本へ持って帰りますときにその多額に買った物を申告なさらないということであればこれはやはり脱税になるわけであります。そういうことも因果関係があると言えは因果関係があるわけですが、そのことが、海外でショッピングをしたことが必ず脱税をするということにはならないわけで、つまり相当因果関係はないわけでございます。したがって、先ほどのように賭博で勝ったから必ず外為法違反をするわけでもないで、手続をちゃんととなればそれはそれでいいわけでございますので、今回の旅行業法ではそこまで手が回りかねますので、ひとつ問題の外に置かしていただきたいと思ひます。

○黒柳明君 これは大蔵との関係だと思ひますけれども、要するに勝って帰ってそんなこと申告する人はいまだかつてゼロですよ、成田だって羽田だって。これは外に置かしてくれと言ふんだから私は中に入れませんから。

大臣、午前中もいろんなグローバルなものと広い範囲でのあれがありましたけれども、やっぱり不健全な旅行をやめさすということが趣旨だと思ふんです。これによって不健全なそういうものが完全に排除される、そうしなきゃならないと思ふんですけれども、その一つに関連がある通訳案内業法、午前中も若干ありましたが、この問題がどうしても絡む。まだほかの問題もあると思ひますけれども、ただ、この法改正だけをやって全部国際観光がスムーズにいくというわけにいかないと思ふんです。そういう立場でひとつ、ちよつとこの改正から若干離れますが、午前中も

若干触れられましたけれども、通訳案内業法、これについて、あるいはその法自体の問題じやなくしましても、通訳、この問題について、もう国際人である大臣は通常どのようなお考えをお持ちですか。たとえば先般鈴木さんが行ったとき、ハリネズミとハツカネズミと間違えて通訳したために大きな問題になりましたですね。それからサイマルやなんかよくもう御存じのとおりのことですけれども、通訳案内業、通訳、この存在と申しますか、その働きと申しますか、これについて大臣、日ごろからどういうような受けとめ方、感触。国際観光にあるいはその発展、健全な進展についてどういうふうに考えているというふうな意見をお持ちですか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 委員御指摘のとおり、通訳は特にわれわれのように外国語のためな者は全く必要でございます。ただ問題は、特に東南アジア方面で英語だけで通用しないところが大変多いのでございますが、先ほどの午前中の御審議でもいろいろと御指摘いただきましたが、そうした面においてのあらゆる各国語に対してもう少し通訳の幅を広げ、その能力のある人にこうした観光の事業のために活躍をしていただく道を開きたいなというふうに思っております。大変重要な点でございますので、今後検討させていただきます。

○黒柳明君 私も党の国際局長を十七年やっておりまして、いろんなそういう関係のつき合いが多いので通訳の方にいろいろお骨折りをいただく、そういうことに非常に関心を持たざるを得ない立場なんですけれども、ただいまの現法律のもとでそういう方々、これは需要供給のバランスがありますから一概にどうこうとは言えないんですけれども、やっぱり大臣がおっしゃったようないろんな道を開きたいという反面、非常にやっぱり疎外感されている、と言ふとちよつと極端かも知れませんが、優遇はされていない。待遇をさされていと言つてもあるいはいいかと思ふんですけれどもね。ということは、その一つはやっぱり

公取との問題もあるのですけれども、使う身分と使われる身分と言つちや失礼かと思ひますけれども、業者の言いなりにならなきゃならない。これも供給需要のバランスの中に起きている問題かと思ひます。要するに賃金が安いということ、それからもう一つ、もうり業者、業者が今度は無資格、無免許通訳を使うと。私なんかもう言われ

てみると自分でそんなことやったかなというふうな感じするんですけれども、必ずしも正式な免許を持つていない人を使っているかと言ひますと、自分も果たしてそうだったかな。安直にそばにいた能力がある人をちよつと使ったという例もたしかあるんですね。ですから、そういう例を野放しにするための法治国家の現行法であるのか、こういうことにもなるんです。これは大臣の御答弁の範囲じゃないと思ふんですけれども、今回の法改正と密接に関係がある分野なんです、どうなんですか。非常に大臣はしかるべくいまの改正に、しかもふさわしい立場に立たれた経歴をお持ちなわけですから、どうしてこの通訳案内業法、これについて見直し、それから無資格、無免許業者、なかんずく無免許の通訳を使う者についての取り締まり、こんなこともあわせてやらないと、不健全な旅行あるいは東南アジア方面に対してのさらに通訳の働く道を広げるというふうなことも、これはもう実際にはそのとおりにならないんじゃないかと、こんな感じがしますが、総括的にいま言つたようなことについて御意見はどうですか。

○政府委員(西村康雄君) 通訳案内業につきましても、いまお話をいただきましたように、私どもその業務の重要性については痛感しております。本当にその国を紹介する仕事で、外国へ行ったときにだれでもそうでございますが、自分の歩くとところについて詳しく知りたい、そして知ることとがその国についての理解、親密度を増すことになりまして、正しい理解をしてもらうためにはどうしてもガイドというものが非常に必要な存在でございます。しかるに、御指摘のように、その

ガイドに対する待遇というのは、現実にはお話しのように需給問題が大きなファクターなんです。ございますが、いろいろな苦勞が多い割には十分報われないという感じを持っているのは私も同様でございます。

それで、その点を一体通訳案内業法というふうな制度的な枠組みでどういうふうにするのかという点については、大変むずかしい問題があるかと思ひます。ガイドというものが、一つは供給側から見ますと、雇用形態が、専属ガイドというので各社に一応契約をして常時ガイドに応ずるような態勢をとっている人、もっと強く会社内の社員としてガイドをもつてばらやるといふときとフリーで仕事をする人、大きく分けてこの二つに分けられます。それぞれまた、ガイドに従事する時間数、就業の時間が違ひますのは、これらの人々がやはり専属化をどこまで、ガイドという商売を自分のなりわいにしていくかということの関連でございます。たとえば社員ガイドというのは、じやガイドをもつてばらやっているかという、ガイドもやりまして、その他の海外の派乗業務もやるということをやっております。それからまた専属ガイドは、やはりガイドの仕事が非常に年間多いのですが、それでもその都度必要に応じて海外旅行への派乗業務というのにもやはり応募してやっております。その他フリーの方はいろいろとその都度旅行業者からの求めに応じ、ガイド協会等の紹介で仕事をなさるということで、非常に多種多様な形態。そしてまた、それらのガイドという職業による収入に依存度も違ひます。そういう多様なものが供給側でございますし、需要の方も非常に変動しております。

そういう点では非常に需給のバランスがとりにくいところがございますし、もともとガイドというのはそういう意味では参入規制をすることがまた困難なところがございますので、結局はガイドというものはこういう市場の中でその待遇を決めていかなきゃならないということに相なるわけござ

ざいますが、そういう点で、これまでではガイド協会とそれから旅行業協会との間で協定がありました、その料金のいわば下支えというのか、そういうことがなされてきたわけでございますが、公正取引委員会から独占禁止法に触れるおそれがあるという御指摘がありましたので、このような協定というのをやめまして、現在はガイドが個人個人で料金を決めるという形でいるわけでございます。そういう意味では、非常に弱いガイドの立場が一層弱くなったということでございます。

今後ともこういう形がいいかどうかという点につきますと、私どもは今回の独占禁止法の扱いを含めて、それが現行の枠内で何とかガイド側に料金の交渉の能力をもっとつけるような仕組みがでないのか。どうしても現行法で、制度の枠内ではできないということであればまた制度改正ということも考えなきゃいけないわけですが、その制度改正を考える場合にもいろんな制約がやはりガイドということの性質からあるかと思えますが、そんなことも含めてガイドの待遇を引き上げていくということをひとつこれから考えていかなければいけないし、現在の状況におきましては、もう少し関係者の意見も聞き、旅行業界との話し合いも進めながら、どういうことが可能なのか、考えていきたいと思っております。

○黒柳柳君 大臣、いま部長が話したとおりだと私もそういうふうに思うんです。いろんなネックがあると思うんですよ。私も、先ほど言いましたたように、そういう非常に接点にいた人間ですからある程度その内容を知っているんです。ただ、最後に部長おっしゃいましたように、今後どういう方法があるか考えてみたい。これは大臣が一番そういうことについて経験がありますし、いろんな国際問題について熱心に取り組んできた方でありますので、ひとつこの問題、現行法の中でどういうことができるのか。まず初めに私は、無免許、無資格な者を使う業者、ところがその業者がまた無免許、無資格ですから二重にやっこしいわけですけれども、その摘発、行政指導、これは

この法改正施行されるわけですから、この際、部長さん、やっぱりそれについての行政指導、これを、通達をもう一回厳にやってもいいわけですね。今回の法改正に伴って、改めてよろうですけれども、それがどれだけの効果があるかどうか、私自体疑問には思います。ですけれども、やっぱり一歩前進の法改正施行されるわけですから、これを機会にもう一回、やっぱり日本の国を紹介する、しかも苦勞されている、しかも非常に知的レベルが高いと、もうおっしゃったとおり。そういう方々にやっぱり外国との接点になっていただいで、より日本を紹介していただくために重要なものですから、そのためにはまず一番初めにできるのは、効果は非常に疑問とは思いますが、すけれども、もう一回無資格な者を使うなど、これについて厳に、厳しくやっぱりやっていたら、これがいま当面の第一歩ではなからうかと、こう思います。それと大臣も、速やかに、いま部長が言われたようなことを頭に置いていただいで、大臣の職になければすぐそういう協会でもつくって小坂徳三郎会長にでもなつて、ばつぱつばつと速やかに手を打つんですけれども、現職の大臣ですとそういう手を打つのも現状においてはどうかと思うんですが、ひとつ十二分に考慮に入れて速やかに何らかの手を打つていただきたい、こう思うんですが、いまの行政通達というか、施行といいですか、これは部長さんの方。それから大臣はいま言った所感について一言。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの委員の御要望と申しますか、御指摘はまことに適切でございます。特に日本を紹介する、あるいはまた日本、本、旅行者に現地をよく理解させるという意味におきましてきわめて重要な役割りであるガイドであるいは通訳というものに對して、もう少し地位の安定した、しかも生活のレベルの維持できる方法につきまして特段に配慮したいと思ひます。そしてまた、特に大手の業界に對しましては、このガイドあるいは通訳に對しての特遇について何らかの方法を考えることを、直接に会っ

て、法案が通りましたら話し合ってみたいと思っております。

○政府委員(西村廉雄君) これまでも、外国人の国内旅行を取り扱う旅行業者に對しましては必ず正規の通訳案内業者を使うということを通過してまいりました。そしてまた、登録の更新の際にも、どのような態勢でガイドを使っているか、こういうこともヒヤリングの對象にして、必ず適正なガイドを使うよう指導してきたわけでございますが、いま先生から御指摘のありましたような方向で、なお一層その指導を強めてまいりたいと思つております。

○木村睦男君 旅行業法の質問をします前に、ホテル・ニュージャパンの件で、午前中も穂山委員の方から御質問ございましたが、私も一言触れたと思います。

あゝいつた事故で、日本人の旅客のみならず外国人の宿泊客にも大変多くの犠牲者を出したということとで本当に残念に思いますし、また、心から亡くなられた方の御冥福を祈るものでございませう。

そこで、ホテル、旅館、これは通稱省の監督のもとにあるわけでございますが、とりわけホテル整備法によつて登録を受けておる旅館あるいはホテル、これは相当嚴重な監督があると同時に、恩典があるわけでございます。ホテル・ニュージャ

パンも登録ホテルでございますので、いろいろな
政府側から恩典を受けているホテルだということ
になります。たとえば建設当時の長期低利の政府
資金の融資あるいは税の減免等いろいろあるわけ
でございますが、こういった点で、ホテル・二

ユージャパンについては過去どのような助成なり、そういう恩典が与えられておったか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(西村康雄君) ホテル・ニュージャパ
ンが建設されるに当たりましては、いまお話し
のように、政府の財政融資が行われたと聞い
ております。また、国際観光ホテル整備法によ
りまして、減価償却資産につきましては耐用年
数の

特例が認められております。そしてまた、固定資産につきましては、東京都におきましても減免を
してまいったのでございますが、実のところ、ホ
テル・ニュージャパンの過去の記録につきまし
て、現在主な資料が関係当局に押さえられており
ますので、ホテルニュージャパン自身も過去の記
録がはつきりいますぐ引き出せないという状態で
ございますので、若干の時間をいただきまして調
べさせていただきますと思います。

そこで、今回の事故に対して、私たち一般国民

は、やはりああいう大きなホテル、しかも政府登録までしておるホテル、その最高責任者である経営者、この経営者の態度というものがどうもどうかと思われるような感じを皆さんに受けておると思うのでございます。登録ホテルについては登録の条件がいろいろあるわけでございますけれども、登録条件の中に経営者についてはどういうことが規定されておるか、あるいはその経営者の欠陥といたしますか、何らかその経営者としてはふさわしくないといったような事項でも起きた場合には登録の取り消しができるとか停止をするとかか、そういうことがあるのかないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(西村廉雄君) 国際観光ホテル整備法でございしますと、これはその営業の譲渡あるいは合併、相続等がございしますと、これにつきまして原則としては当然承継ということになっております。ただ、登録につきましては欠格事項がございまして、それはその者が禁治産者、準禁治産者であるいは破産宣告を受けて復権を得ない者であるとか、さらには、法人であるときは法人の役員にこういう者がいるときということで、それに当たりますと、これは登録の取り消しの原因になりますして、取り消しをされることになります。ところで、今回のホテル・ニュージャパンのときには、そういう意味での法人の変更が行われておりませ

ん。単に経営の衝に当たる人がかわったというだけでございます。したがって、この場合には省令で、現在は役員の変更については届け出があるという事になっておりまして、この届け出られた役員が先ほど申しました欠格事項に該当いたしますと、その時点で登録の取り消しをする、こういう仕組みになっております。

○木村睦男君 ニュージャパンは最初たしか藤山さんのおつくりになって、初代の社長は藤山さんだったかと思いますが、その後経営者が一人、二人かわって今日に至っております。今回の事故がありまして、報道関係等で藤山さん以後の経営者についていろいろ言っております。そういうことを見ましても、いまの準禁治産者の宣告云々、法律では普通そういう場合しか欠格事項にはしないことも私もわかりませんが、しかし、わが国で有数のホテル、しかも登録ホテルですから、やはり顔であるところの経営者、これに対しては世間一般に見てどうかというふうな風評が仮にあるような人が今後社長になるというふうな場合、やはりこれはその法律に欠格事項がないからしょうがないということで済ましていいものかどうか、そういう点をどういうふうに考えられるか、また、今後そういう問題については全く考慮の余地はないのかどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(西村康雄君) ただいまの御質問、大変むずかしい御質問でございます。おおよそ法のもとではだれも平等でございますし、特別の事由がない限りこれを規制する、権利を奪う、制限するといふわけにはまいらないのは当然でございます。現在法律で置いています欠格事由というものが、以外では、どんなことがそういうことに当たるか。ただ一般に好ましくないというだけではこれはそういうことを差別して扱うわけにはまいらないわけでございます。実際に過去の経営その他で重大な違法があったとか、そういうようなことについて、これはホテルというものの特質から見ても、さらに経営者の要素として加えていくというこ

とはこれは考えられることかと思いますが、そういう点につきましては、いままでの立法令に照らしてみましても、正直申し上げて、先例は、その法律に違反するとか、その他の法令に違反するといふようなことが欠格事由として挙げられているだけでございます。したがって、いますぐどこかというお尋ねでございますが、そういう点についてもう少し検討してみたい余地はあるかと思っております。それ以外についていますぐこういう方法があるかというようにすることについて申し上げる用意が残念ながらございません。

○木村睦男君 これはひとつ、非常にむずかしい問題ですけれども、将来の問題として研究をしていただきたいと思います。と同時に、登録ホテルに対して、登録条件に合うように常に経営が行われておるかといういわば監査、これが適確に行われておれば、火事があったからいろいろ欠陥が露呈されておりますが、そういった中には、やはり登録の条件に合っていない、ただ消防関係だけじゃございませんが、経営そのものに登録条件に合っていないような点も多々あるのではないかと。そうすると、監査を厳重にやっておればそういうことを発見し摘発する。そうすると、それは一体どこから出てくるか、やはり最高責任者、経営者の責任であるところまで遡及して経営者の責任を問ひ得るといふふうなことも私はあり得るんじゃないかと、このように思います。で、今後、こういう点もひとつあわせて、これは実行の問題ですから、検討というよりも、せっかく政府がそれだけの援助をしてつくったホテルですから、厳重に平素の役所としての監査、監督を励行できるような方法をひとつ考えていただきたいと思います。

それからもう一つ消防との関係ですが、これは従来、ホテルの登録というものとそのホテルの消防関係とは別の監督系統にはなっておりますが、ホテルを登録するという権限のある運輸大臣としては、やはりホテル全体が旅客のために快適で安全であるということに対する責任は何としてもあ

ると思っております。現状では消防関係は消防法のことで運輸大臣は関知せざるべしということかもしれませんけれども、この点も登録の場合の条件その他の点で今後考究していただきたいと思えます。そういうことに関してお伺いをし、この問題について大臣の考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 実はニュージャパンのあの火災がありましたときに、登録ホテルであるということ、実は直ちに取消しをしようと思つたのでありますが、御承知のような法体制でありますのでできないわけでありまして、あれだけの事故を起こしてもなおかつ法ではどうにもならぬということでございます。その辺は非常に困ったことだと思っております。そしてまた、この登録ホテルないし旅館をつくるということ、日本の観光政策でもっと住みよいホテルをたくさんつくってお客を呼ぼうという、ただそれだけの意味での私は法律だつたと思うのでございまして、とてもそんなことでは、これから、他の国々の人もまた日本の人も、政府の登録ホテルである、旅館であるといふことを信頼して来られてあんなような惨事がまた起こつたらこれこそ大変なことでございまして、以来いろいろと検討しました。が、なかなかこれは厄介なことがたくさんあるのでございます。実は全体の法の見直しをしようと思ひまして、すでに委員の方々にもお願いを申し上げておりますが運輸省内に委員会を設置いたしました。民間の方もそうでありまして、また関係省庁からも出席してもらつた形にいたしております。全般として安全といふものが維持できるということも非常に大きなファクターなんではないかと、そういう面も入れての新しい組み直し方をしたい、そういう考えで、時間がかかって大変なものでありますが、大体内には結論を出して、ひとつ不著名なニュージャパン問題に法律的な法制的な趣旨を打ちたいといふつもりでおるわけでございます。

○木村睦男君 大臣は御用事のようにですから、どうぞ。また終わりましたらひとつよろしく。それでは、旅行業法について観光部長に質疑をするわけでございますが、今回の旅行業法の改正が昭和四十六年以来十年ぶりの改正である、しかも、先般の大臣の提案理由の説明を聞きましても、今度の改正には従来の改正にはその例を見ない、何といひますか、大変特色の多い改正になつておると思つたわけでございます。たとえば主催旅行、われわれのあれではちよつと主催旅行といつてもどういふことかわからぬ言葉で上げられ、それが法律に出てきてこの問題が取り上げられ、それから添乗員の問題についてもそうでございます。それから旅行代理店の問題についてもそうでございます。そういうふうな非常にユニークな改正が内容となつておる。そういうことを踏まえて、ここ十年ぐらゐの間にこういう法律を改正しなきゃならぬ理由ができたゆえんのものも、旅行情勢といひますか、これの非常な移り変わりがあつたからだと思ひます。この十年間を顧みて、国内旅行それから国際旅行両方に分けて、日本の旅行事情といふものがどういふふうに変つてきておるか、ひとつまず簡単に聞きたい。○政府委員(西村康雄君) ただいまお話しのような旅行事情の変化ということが今回の旅行業法の改正の一番大きな内容でございますが、特に制度的な点では、先ほど御説明しましたように、主催旅行といふものが圧倒的にふえてきて、今日の旅行ブームを支え伸ばしてきたのは主催旅行というものの発展だと思ひます。実は前回の四十六年の改正當時では、このような主催旅行がこういう形で伸びてくるということの想像は、ほとんどないのか、十分されておりました。そこで前回の改正の旅行業法の枠組みが、旅行業といふものの取り扱う対象を確定しようといふことで旅行業の定義等もしたわけでございますが、その十年間に実質的な旅行の形態といふものが非常に大きく変わつてきた。そしてこの主催旅行を通じて、この十年の間に海外旅行の伸びというものが

はまことに異常なものがございます。昭和四十六年、これは九十六万人が海外に出ておりまして、今日では四百六十六万人、昭和五十六年でございまして、これだけ伸びたのは、ほとんどが主催旅行を容易に利用できるということになったためでございます。もちろん主催旅行の成功と同時に、各種の手配旅行による団体旅行というものもふえてまいりました。そういうことが今回の旅行の成功の非常に大きな原因だったろうと思ひます。したがって、今回の主催旅行の問題あるいは添乗員の問題、そういったことが一つの大きな柱になったものだと思います。国内の方は、その点につきましてはどちらかと申しますと大きな形態の変化というのは、もちろん主催旅行というものが普及してきたことも事実でございますが、その点では従来のペースを少しずつ主催旅行に傾斜を強めている、こういうことが全体の傾向かと思ひます。

○木村睦男君 いまの観光部長のお話のように、国際旅行については主催旅行が圧倒的に多いというところだそうでございますが、今回の改正で旅行あつせん業者、旅行業者の登録の中に主催旅行をやるといふことが一本加わって、そうしてそれが加わることで多額の営業保証金、相当いまでもとは違つた多額の保証金の積み立てを義務づけておるわけですが、そうすると、保証金が二本立てになつて、主催旅行をしない一般旅行業者の保証金、それから主催旅行をやるための保証金、二本に分かれるわけですね。その金額は非常に違ふわけですが、いまのお話のように、一般旅行業者の場合にはほとんどがその主催旅行をやっているという、現状がそうであれば今後はさらにそうなるかと思ひますが、たまたま主催旅行というものを一つの柱を立てて、営業保証金を新たにそれに付するといふ今回の改正であるなら、むしろそういう複雑なのはやめて、一般旅行業者については両方含めて営業保証金というものを一本にしたらどうか。もう必ずや例外なく主催旅行を、少なくとも一般旅行業者はや

らない業者はないと思ひますね。そういう点から考えれば、簡素化といひますか、そういう意味で一本化した方がよかつたんじゃないかなという感じがいたします。国内旅行については、いまのお話のように、まだまだ主催旅行というものが十分には行われていないようでございますから、これはまあ別の話として、そういうふうなことはできなかつたものかどうか。この業法の改正をいろいろ審議される場合に、いろんな方面から意見を徴せられたらと思ひけれども、そういう意見は出なかつたのですか。

○政府委員(西村康雄君) 今回の法律改正をするに当たりまして、非常に関係多方面の方の御意見を伺つたわけでございますが、いま御提案のような形で取り扱ひたいというのは、意見は承りませんでした。

ただ、実際に申しまして、現在、主催旅行というのは、団体旅行の半数以上は主催旅行で行われております。と同時に、一般旅行業者の場合は、主催旅行に關与した、過去一年間やつたことがあつたという旅行業者は八割を超えております。しかし、やはり地味に手配旅行だけに徹している。特別な顧客を、ある一定の層の顧客を持つていて、その人たちの依頼をもつぱら受けて手配だけをやるといふ一般旅行業者、中小の旅行業者でございますが、そういう方も少なくないわけでございます。そういう方々はそれなりに堅実にその職務を果たされておられて、非常に特殊な関係の学会の御要望に應じていることをやるとか、そういう特色を持っておられますので、やはりそういう人たちの仕事を今後も伸ばしていかなければならぬといふことで、主催旅行をやるのが全く期待されない一般旅行業者も少なくございませんので、そういう点では主催旅行とその他旅行に分けるを得なかつた。

それから、国内では、いま御指摘のように二割強の方が主催旅行をやつたことがあるといふことでございますので、これも主催旅行とその他の手配旅行といふふうに分けざるを得ないといふこと

で今回のような立法の案になつたわけでございます。

○木村睦男君 先ほど黒柳委員からも御質問がございまして、営業保証金を使つての被害者への被害者といひますか、債権者への支払い、まあいまはその旅行業者の不始末で生じた債務というものを旅行業者それから旅館ですか、この二つへ営業保証金から直接支払うということになつておるといふふうに聞いていますけれども、そうすると、その旅行業者のせいによつて被害をこうむつたといふものであれば、旅行者、それから宿泊施設のホテル、旅館だけに限らないで、要するにその旅行業者による被害者には営業保証金から直接支払うということがあつてもいいんじゃないかと思ひし、またないとおかしいんじゃない感じがするんですが、その辺はどういうふうになつてゐるんですか。

○政府委員(西村康雄君) 現在の旅行業法では、旅行業者が負つた債務につきまして、その弁済にすべて営業保証金を充てるということではなく、旅行業者と旅行業務に關して取引をした者、これに對して営業保証金の還付をするという制度になつております。したがつて、たとえば旅行業者が金融機関から借入れをする、借入金返せないといふことになりましたら、これは旅行業務に關して取引をしたわけではございませんので、これについては営業保証金の還付はされておられません。やはり旅行業法が旅行業者の取引について営業保証金の制度をつつたわけでございますので、この旅行業務以外の取引についてまでその債権を保障するといふような意味で営業保証金制度を拡張するといふことは、立法のあり方としては不適当ではないか、そのように考えております。

○木村睦男君 私の質問ももちろん旅行業務に關してですが、たとえばみやげ物屋、みやげ品を売っている店、そういうふうな旅行業務に關連してのそういう場合に、債権者の立場に立つ者はホテル、旅館以外にもあるんじゃないか、こう思ひわ

けですが、それはいろいろ研究してみなければならぬものではないんだといふことなのか、あつたとしても、そういうものは被害がきつめて少ないからまず大口である旅館にだけだと、こういうふうな発想なのか、その点が聞きたいわけですね。

○政府委員(西村康雄君) いまお話しのようなみやげ物店でございますが、通常の取引の形で、旅行業者はみやげ物店に客を案内するといふことはあります。みやげ物店と旅行業務に關して取引をするという形態はないだらうと思ひます。

ただ、旅行業者が旅館、ホテルあるいは交通機関外との取引がどんなのがあるかといひますと、たとえば動物園、水族館のたぐひへ連れていくとか、そのほかいろんな、スキー場へ行きまして、スキーのリフトなりあるいはスキーの教師を雇うとか、そういうこともあると思ひます。そういう形での旅行業務に關連し、旅行業者が直接手配の対象とした取引の相手方といふのはいろいろございまして、これらにつきましては、旅館に限らず、旅館等と平等にこの営業保証金の還付の対象になつてゐるのが現在の制度でございます。

○木村睦男君 わかりました。それから次に、旅行代理店業についてですが、今度の改正法では、代理店業がその親元である所属旅行業者、これに一切の責任を最終的には持つといふふうに決めておられる、これは大変結構なこととて、従来ともこれがなかつたために被害を受けた旅行者といふのは相当あつたと思ひます。これはやや遅きに失している感もございまして、今回これを入れられたといふことは非常に結構なこととてございまして、そこでその中で、今度は代理店業については財産的な基礎といふものは登録要件になつていません。というのは、親元が全部責任を持つからいいんだといふことであらうと思ひますが、それはそのとおりだと思ひます。しかし、いずれのどんな場合でもお客に迷惑をかけるというものは、まともな事業をやつておつて迷惑を

かけることはまずないので、いろいろとその辺に問題があるわけですが、親元の業者が責任を持つといつても、たとえば旅行代理店がAという親方の旅行業者に属しておるといふことを、実はそのうちでも印刷物やその他で募集する場合に、A旅行業者というのを名前に入れて仮にやっただとしますね、そうして主催旅行を行う。しかし、実はその代理店ではなかったということになります。それは代理店がもう取り消しを受けるし制裁も受けるけれども、それを信じて主催旅行に応じた旅行者はもう後の祭り、財産的な損害は補てんしてもらえないわけですね。だから、もっと安全を期すれば、親元に一切の責任を持たすけれども、やはり代理店業者自身にも何がしかの営業保証金というものは義務づけておいた方がいんじゃないかという感じがするんですが、一々旅行者が親元の方を確認して、じゃ、その主催旅行に応じようかということは非常に珍らしいと思うんですよ、頭からもう信じてやっていますから。そういう場合の旅客の、旅行者の保護というものがちよつとこのために、せつかくい制度ができておるんだが、ちよつと画竜点睛を欠くなどという感じがするんですが、いかがですか。

○政府委員(西村康雄君) いまお話しのように、旅行代理店がみずからのために取引をするように外観でやったり、あるいは他の旅行業者のためにやるような外観でやったり、いろんなケースが考えられるわけですが、今回の法律改正では、代理店の取引につきましてはまず親を必ず示せというところを、これは公法上の問題でございまして、一応要求しております。したがって、旅行業法としては親がその限りでは明確になるように期待してはいるわけでございます。

がいまして、その点では本人のために示さなくても必ず親の所属旅行業者の方が責任を負うというのが基本のあり方でございます。そういう点で、親のためだということがはっきりしなくても親たる旅行業者は責任をとるのがたてまえでございます。その点につきましては、代理店自身が財産的な備えがなくとも、親である業者の方が法律上の責任をとり、そしてその親の方は営業保証金の担保をしてやるといふことでこの問題が一応カバーされるということにはなるかと思ひますが、親のためでもない、まさに自分のためだけだといふことを示す、これはもうはっきり言う旅行業法の無登録営業そのものでございまして、そういう事態に對しては残念ながらその保証がないという点にはなるわけでございます。しかしこの点は、正直申しますと従来の制度でも同じでございます。現在代理店業者のための営業保証金というものは親が積んでおります。それはやはり親に責任が帰属する、責任が生ずるために親が積んでいられるわけでございます。子供の代理店の営業保証金という点については制度は予定されておりました。そういう点では現行法と同じような取り扱いでございます。

○木村睦男君 いまのはもぐりの態様を一ついふやうなことになるはせぬかという心配で、いままでは、代理店の名前だけでやっておると、怪しげな代理店だと思つて確認しなすけれども、今度は親との契約のないのに親の大きな会社の名前をばつと出してそしてもぐりをやれば、みんな信じて被害に遭うんじゃないかという感じがするものだから、もぐりの態様を一つふやすような感じになるのでちよつと聞いてみたわけでございます。

それから登録は三年目ごとに更新するわけでしょう。いままで旅行業者がよく言っておるのは、更新の手続が、新しく登録をするときとは同等の非常に複雑な更新手続を要求されておるので非常に困るのだと。もうちよつと簡素化、更新ですから簡素化した手続の方法を考えてもらえぬだらうかという声が非常に強いんだけど、こういう

う点はどうですか。

○政府委員(西村康雄君) いまお話しのように、私どもも行政簡素化の見地からも、また、役所自身の負担の軽減の見地からも、更新の手続をできるだけ簡素化したいというふうに思っております。ただ、現実を申しますと、更新のときの審査の要件は、最初の新規の登録の要件と同じ内容になっているわけでございますので、その点では形式的には同じだけの審査をする。

【委員長退席、理事黒柳明君着席】

ただ、すでにわかっている事項、既知の事項といふのはやはりこれはあるわけでございますので、その点についてだけは省略は可能でございますので、実のところを言いますと、常時実務をしながら簡素化については担当者も考えております。私どもまた今後とも引き続きできるだけ御趣旨のように簡素化に努めたいと思っております。

○木村睦男君 ぜひひとつその線で考えてもらいたいと思ひます。

それから、今度の法律改正の中でいわゆる旅行業者の団体の旅行業協会、これにいろいろと仕事があるわけですね。たとえば、社員指導であるとかあるいは調査研究、広報、そういう仕事もあるわけですね。たまたま、旅行業界にこうやっていろいろ指示をされる業務というものは、本来国がやるべきものをこういう団体に委ねてやらすという思想なのか、あるいはそれはないが、業者団体にこういうことをやらすさいといふことで指示をするという考えなのか、どちらなんですか、これは。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業協会が現在いろいろな業務を行っております。御承知のように、旅行業協会というものは旅行業者が集まった社団でございますが、その社団がこのような公的な地位で認められ、特に、弁済業務というような業務を行つていられるわけでございます。この弁済業務につきましては、これは明らかに営業保証金の供託及び還付にかかわる制度でございますので、この業務はまさに国にかかわつて行つていふことだと

思ひます。しかし、旅行業務の取り扱いに従事する者に対する研修であるとか、旅行業務に対する苦情の解決だとかという問題はむしろ旅行業者自身の問題でございます。

【理事黒柳明君退席、委員長着席】

法律がこのようなことを旅行業協会の事務にしていますのは、これは旅行業の健全な発達あるいは旅行者の保護といふことから見て、旅行者自身の努力の範囲内の問題をこういう協会というものに組織化された、協会というものに義務づけたというように理解するのが適当かと考えております。

○木村睦男君 旅行業者は必ず関係の旅行業協会のメンバーとして加入しなければいけないのかどうか、その点はどうなつていふんですか。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業法では、旅行業協会への加入は義務づけておりません。ただ、加入をしようと思ふ人に対しては門戸は開かれております。しかし、今度旅行業協会の社員として不適当な行為があった場合には、これは旅行業協会が除名という形でこれを排除することができるとなつております。

○木村睦男君 義務づけられておらぬということになると、こういう問題がちよつと起こるんじゃないかと思ふのは、特に研修問題をこれは義務づけておられるわけですね。旅行取扱主任者ですか、これは研修を受けなきゃいかぬ。これは国が研修を受けなさいと、こつと申しておる。その研修機関そのものは国が持つていられるわけでもない。これは旅行業協会が研修機関を自発的に持つておる。そこで研修を受けるということになつておるんだけれども、たとえばいまのようなアウトサイダーの旅行業者の旅行取扱主任者が研修を受けようとするれば、おまえはアウトサイダーだからだめだ、こつと言われるのが落ちだろつと思ふのですが、国が、メンバーであつたらうとアウトサイダーであつたらうと、そういう者の研修を義務づけるのであれば、その裏打ちとして、その研修機関はそういう者が研修を受けようとする場合には差別待遇をしちやいか

ぬという事は厳に指導をしておいてもらわなければならないと不都合な点が起る。国が研修を受けなさいと言っておいて国の研修機関がないわけですから、それを業者団体の研修機関でやることを前提でそういうことを言っておく以上は、その研修機関はいやしくも国にかわって研修をやるんだ、そういう立場に立つて研修業務をやってもらわぬと差別が起るんじゃないかと思いますが、これはどうですか。

○政府委員(西村康雄君) いまお話しのように、旅行業務の取り扱いに従事する者に対する研修というものは、旅行業協会のメンバーに対して当然行われなさいというわけですが、それ以外の外の者に對しても行うことがやはり原則として必要だと考えております。

いまお話しのように、今回旅行業法の改正の場合に、研修というのは一般的に必要とされているわけですが、そのための研修機関がなければならぬ。しかし、旅行業協会の外にいる者がその研修を受けられないということになりますと、研修の機会がない。したがって、添乗の業務を行うことが非常に困難になるという事態が生ずるわけでございます。法は、やはり旅行業協会が旅行業全般の発展のために研修をすることを期待しているわけでございます。

これはやや文言上で細かい点でございますが、現在の旅行業法の二十二条の三の「業務」の中でも、苦情の解決につきましては「社員」の取り扱った旅行業務に対する苦情の解決」ということを言っているんですが、研修につきましては「旅行業務の取扱にに従事する者に対する研修」と言っている、社員に対するというようなことは限定してないのが法の規定でございます。

○木村睦男君 そうすると、そういう場合に、社員でないから、あるいは会費を納めないからあなたは研修を受けることはできませんよ、こう言った場合に、じゃ運輸省はどういうふうにするか。それからもう一つ、今度の法律で、これも初めて添乗関係の業務というものを一つの柱をつく

つてもらったこれを指導してやる、こういうことになっておりますが、これは非常に結構なことだと思ひます。ぜひその線でも今後とも十分に指導をしていただきたいと思ひますが、この主任の旅行行程管理者ですか、これも研修を受けよ、こうなっておるわけですが、ここまでくれば、今度はいわゆる旅行を売っている旅行業者ではなくて、添乗者の中からも研修を受けさせないかぬというふうになるんじゃないかと思ひます。そうすればさらにアウトサイダーならアウトサイダー的な関係になるので、よいその研修を受けようと思つてもなかなか受けにくいというふうな場面が今後出てくるんじゃないかと思ひます。いやしくも運輸大臣が研修を受けなさい、こういうふうなことを法律で明定された以上は、そういう団体を持つてゐる研修機関は差別をしちやいかぬぞということは、裏打ちとしてぜひ通達か何かできちつとしておいてもらわぬとその犠牲をこうむる人が出てくるというのを心配をしますが、そういうふうな考えはございませんか。

○政府委員(西村康雄君) 今回の法律改正で、添乗業務につきましては研修を必要とするものになつたわけでございますので、私ももしましては、添乗業務に従事する人に対しては広く研修を充実していただきたいと思つてゐるわけでございます。その点につきましては、旅行業協会が広く添乗業務を希望する人に対する研修ということを実施するように指導してまいりたいと思つております。

○木村睦男君 ぜひそのようにしてもらいたいと思ひます。それから、これも先ほど話が出ておりました。これは航空局にお聞きするんだけれども、外国旅行をする場合の航空券のダンピングですね。きょうもいろいろ話を聞きましたから細かいことは十分知つておりますが、今後できるだけこういうことがないようにするために、航空局として効果のある指導なり規制ができるかどうか、そういう点についてどうしたらいいかということ、何か

いい知恵は持つていませんか。

○説明員(仲田豊一郎君) 御指摘のように、非常に残念なことではございますが、航空運賃のダンピングが一部の市場においてあるということはわれわれも認めざるを得ないわけでございます。しかしながら、これをいかに方法によつて根絶し得るかと思ひます。なかなか根の深い問題でございます。またこれを適正化するのためにもいろいろと技術的な困難がございます。

そこで、航空局といたしましては、航空会社自身がこのような残念な事態を招いている部分、責任というのを御指摘のようにあるわけでございますので、この航空会社を通じて指導していきたいというのをやはり基本にせざるを得ないかなと感じてゐる次第でございます。

また、航空会社の間で自主的にこのような事態を改善するといふ動きもございまして、五十五年度には、外国の会社ほとんど網羅いたしました日本を中心とするマーケットの浄化といひます。適正運賃収受のための委員会として日本国際航空運送秩序確立委員会というものをつくりまして、現実にこの委員会が違法行為を摘発し、そうしてまた航空局にその証拠を提出し、これを何とかしていただきたいといふことを言つてまいりましたこともございまして、これを受けまして、私も直接にその航空会社を指導するなり、またある場合には、航空会社のみならず、政府間の航空交渉にもこの問題を持ち出して是正を強く迫つたといふこともございまして、そうして、この例におきましては、当該航空会社はダンピングをやめたといふ実績を上げております。

したがいまして、このような一つの自主的な組織、これの自主規制というものを、われわれ政府といたしまして、運輸省といたしましてはこれを支援して、そうして航空会社間において適切な運賃の収受が行われるというふうな事態に持つていきたいと思ひます。ちやうど旅行業者について旅行業協会的な団体ができておつて、そこで業者間の指導、育成あるいは研修までやらせておるわけですが、けれども、こういった航空券の代売をやつておる業者というのか、そういう機関を一つの団体的なものに結集して、そして団体的な指導で共同歩調をとらすとか、そういうふうなことも一つの方法じゃないかと思ひます。果たしてそういうことができるかどうか私もちやうとわからぬが、そういうことも考えられないものかどうかという問題としてひとつ研究をしてみていただきたいと思ひます。

○木村睦男君 ちやうど旅行業者について旅行業協会的な団体ができておつて、そこで業者間の指導、育成あるいは研修までやらせておるわけですが、けれども、こういった航空券の代売をやつておる業者というのか、そういう機関を一つの団体的なものに結集して、そして団体的な指導で共同歩調をとらすとか、そういうふうなことも一つの方法じゃないかと思ひます。果たしてそういうことができるかどうか私もちやうとわからぬが、そういうことも考えられないものかどうかという問題としてひとつ研究をしてみていただきたいと思ひます。

そこで、もう時間がありませんから、最後に大臣に御所見をいただきたいと思ひます。けれども、今回の旅行業法の中身というものが、従来の改正とは違つて新しいいろんなテーマといひます。問題が入つてゐる。それだけ旅行の業態、状態というものが非常に変化をきてゐる。これが今後さらにいろいろ変つてくると思ひますが、そういう中にあると、日本は何といつても観光立国を終戦直後から唱えて、そしてあの当時は貿易の赤字で非常に弱つて、それを助けるのがこの観光事業だといふことでわれわれも一生懸命やつた記憶がございしますが、いざいざいまして、日本は観光事業というものをのけては今後の発展というものは考えられない立場に置かれておる。重要な観光行政であると思ひますが、その中で、観光と言へば旅行でございます。今回の旅行業法の改正を機に今後の観光事業の振興をどういうふうに行つていくかといふことも含めて、担当大臣としての御所見を伺つて私の質問は終わります。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいま木村委員の仰せられたとおり、観光というものはきわめて日本にとつては重要なことであるという認識を持っております。特に国民の生活も多様化しておりますし、また世界じゅうも大変大きく変化をしており、そこそこございまして、一方から言つて日本人が世界を見ること、また一方から申しますと外国の人々が日本を知ること、私はそうした中のつなぎ

をするのが政府の観光政策ではないかというふう
に思うのでございまして、今回の法改正に当たり
まして、一応これは旅行者の安全としましてまた旅
行者保護ということが従来ややおおりになつて
いたように思う点がございまして、そうしたこと
の改正と、また外国に行つて日本人が嫌われるよ
うな旅行を慎もうというようなことを踏まえ
ての改正をお願いしておるわけでございしますが、
先ほど来の先生の御意見もございまして、また他
の委員からも、いろいろと通訳であるとかある
はその他の業務について非常に重要な役割りを果
たす人々に対しての今後の課題もいただいたわけ
でございまして、こうしたことを通して、われわれ
として基本的な認識は、きわめて重要な業務であ
る観光行政というものを今後も間違いなく進めて
まいることと深く決意をしておるところでござい
まして、また今後いろいろの面で御指導を賜り
たいと思つております。

○小笠原貞子君 今回の旅行業法の改正の主な点
といふと、第一に主催旅行についての確実、
安全な実施、第二には旅行業者の業務運営の適正
化の諸施策、第三にいわゆる不健全旅行等への旅
行業者の関与の禁止、第四に罰則等の強化とい
うような主な点が挙げられると思ひます。

私は、国民の海外への旅行というのが非常に要
求も高まっている中で、旅行者の被害が大きな問
題となつたり、また買春ツアーといったような特
にアジア諸国民に不評を買うというような事例な
どをあげますと、遅まきながら、今回、旅行業
者の責任を明確にして旅行者保護と取引の公正を
はつきりと明記されたというこの法案について
は、一つの前進面として評価するものでございま
す。

しかし、それじゃそれでいいかという、まだ
まだ残された問題がたくさんある。その残された
問題を今後どうしていくかということについてい
ろいろ御所見を伺つていきたいと思ふんです。
いま言つたような法律の内容で、しっかりとや
つていこうと幾らおっしゃつても、もぐり業者、

やみ業者が横行するのでは、登録されたところは
しっかりやつたつもりでもそれは野放しになつてし
まうわけなんです、そのいわゆる無登録業者とい
うようなものの実態というものはどういふふうにな
つていくかということ、運輸省としては、観光
部としてはどういふふうには押さえていらつしやる
か、簡単に御答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) 無登録業者の実態につ
きまして、正直申しまして、運輸省では旅行業者
の皆さんあるいは利用者の人々から御連絡をい
ただいて初めてそういうものがあるかという実態を
知るのが実情でございまして、非常に遺憾ながら日
常の一般的な業務に追われておりまして、実際の
取り締まり、監査といった面についてどうしても
後手に回るといふのが後回しになつて、無登録業
者の実態を把握してそして旅行者が安全に安心し
て取引をするという体制をつくり上げていく点に
ついてはまだまだ正直なところ不十分でございま
す。

○小笠原貞子君 大変率直なお答えをいただいた
んですけれども、大臣いかがでございしますか。全然
手をつけられないなんというのです。手をつけ
られないや、こつちの方を一生懸命やつたつてど
んどんどん抜けちゃうんです。何とかこの
問題についても何かありますか。いや、やろう
と思つてもなかなか大変だといふような事情はわ
かつていますけれども、それについて大臣、やつ
ぱりこのやみのもぐりといふのをきちんと押さ
えて、それに対する対策といふことは私はもう初歩
的な問題として非常に大事なことだと思ひますの
で、それについての御所見と、大臣としてはどう
やつていきたいかということについてお考えを伺
わしていただきたい。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 所見を申し述べるに
とどまるのは大変申しわけないのでありますが、
しかし一方において、今回の法改正によりまして
登録されたいわゆる本来の意味においての健全な
業者が明確になるということが、やはり同時に無
登録の人々の存在がまた一面において国民の目に

は明らかになる可能性があると思ふのでございま
して、まず一義的に健全な業者を育成していく
ということに重点を置きながら、あわせてだ
ま御指摘の実態把握等もできるだけの今後
やつてみたいといふふうには思つております。

○小笠原貞子君 風が吹けばおけ屋がもうかるみ
たいな調子で、こつちをきちんとやれば何とかな
るうとはちよつと心細いですが、いま大臣お
つしやいましたように、具体的ににもぐりといふよ
うなものを把握するといふ御努力をお願いしたい
と思ふんです。

警察庁、いらしてゐると思ひますけれども、去
年からことしの春にかけまして、フィリピンの自
動車の免許証というふうなものを持ち込んでとい
うようなこととでいろいろお取り調べいただいて
いると思ひますけれども、その簡単な実態というも
のを御答えいただきたいと思ひます。時間があ
りませんから、簡単にね。

○説明員(桑田健造君) フィリピンのツアーを利
用いたしました、国際免許証を不正取得したとい
う者につきましては、正確な数は、これは統計上
は無免許運転といふことになつておりまして、正
確な数は不明でございしますけれども、ただその中
で大変重要な事案につきましては私どもの方に報
告がございします。

ちなみに、昨年中の事例で申しますと九つぐら
いの県で、延べ、無免許運転を補助した者二十
名、それからそれによりまして無免許で運転した
者五十一名といふことで報告が参つております。
○小笠原貞子君 いまやみのことを申ししまし
たが、大臣御聞きになつていただきたいだけ
ども、フィリピンに行けば簡単に運転免許証が取
れるよと、一人三十五万から一十七万ぐらいとい
ふところもあるんですね。四、五人のグループで
つて六日間程度、四泊五日というふうなものも
ございしますね。こうやつて向こうへ連れてい
つて、そして免許証を取つて日本へ連れて帰ると。
これ、まさにやみがやつてゐることですね。こう
いうのを野放しにされると大変困るということ

を頭に置いていただきたいと思ふんです。
それだけではございせん、今度こういう
「翼」といふのは、これは航空新聞から出して
おられますが、これずつと国会図書館から借りて
まして調べましたら、毎回、毎回物すごい広告が
出ているんですね。その広告の中身といふのは
何かと言ひますと、これは小型機のライセンス
を取るというのなんですね。これはどういふ
社がやつてゐるかと言ひますと、ロングビーチ・
フライヤーズといふのがあります。それからアメ
リカン・フライング・アカデミー、それからA R
I フライングクラブ、それから日本航空企画とい
うのがあるわけなんです。これが毎号出ている
んですわ。ちよつと、いっぱいあったからどれ
を使おうと思つたんだったかな、余りたくさんあり
過ぎてわからなくなつちやつたんですけれども、
これを見ますと、もうとにかくアメリカへ行けば
安くてそしてライセンスが取れるよと、男の夢は
死ぬまで飛ぶことに夢があるとか、いろいろす
きな言葉が出てゐるわけなんです。そういうの
を見ますと、やっぱりそうなんだ。

日本で言ひますと、飛行機の場合は十六歳から
二十五歳までだと十八カ月、約八十時間の訓練
飛行時間が要る。費用は二百五十万だといふふう
になつてゐるわけですね。それが非常に簡単に
行けると。こう書いてあるんですね。「男はいく
つになつても鳥になる夢をすてられない」なんて
ね。「太陽とナウなカリフォルニアの生活と生
きた英会話」だとか、これを見たらやつぱり行きた
くなりませんか。こういうのでどんどん連れ出して
いくといふことなんですね。これも全く、何うと
やみ業者なんですよ。
こういうのが次々と宣伝されますと、これは本
当に幾らこつちで一生懸命なすつていても大変だ
といふことなので、こういうのももうちゃんと出
ているんですね。だから知らなかつたつてい
うんじやなくて、いろいろこういふところから
調べたいので、それに対する対策を考えていた
だきたいと思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(西村康雄君) 今回御指摘いただいた、実のところ初めてこういうのがあるのを聞いたわけで、大変申しわけなく思っておりますが、

業者なのか、それとも単に航空留学を誘っているのか、ちよつとわからないところがある。その点については、きょうこういうことを教えていただきましたので早速調べてみたいと思ひます。と申しますのは、もぐり業者として私どもが対処する場合には、この人たちが実際の旅行手配、航空だとか宿泊だとか、そういうことをお客さんとやっているのか、その部分は旅行業者がやっているのか、ちよつとその関係はこの広告だけでは非常にはつきりしない。積極的にこの人たちがやりましても書いていないものですからちよつとわからないんですが、十分、いま御指摘のように、もぐり業者としてやっていると疑ひもないわけではないので、調べてみたいと思ひます。

○小笠原貞子君 もぐりだと聞いたんです、私もその筋の専門家から。だが、いま聞いたから調べますなんて情けない。大臣、本当に情けないですね。しっかりとお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。いろいろ言われまして、私も、私が言ったから調べましょうとか、何か事故があったからというように、何でも後手後手なんです。だから、警察が調査なすったとか被害があったというふうなことになるのではちよつと後手だということなんです。

十二条の九号、法案の中で標識の掲示を義務づけて、同じ九号の二項で罰則を新しくお入れになつてゐるわけで、これはいいと思ひますけれども、だから、これを罰則も入れたし義務づけたから、営業所に行けば登録業者であるかどうかというのがわかるというふうにお考えになつてくたさうなすつたんだと思ひますけれども、営業所まで行つてというところで初めてわかるのでございまして、この旅行業者というのは、御承知のように、中小の場合が多くて、しかも店まで行つてというのではなくて、こう勧誘したりというふうなこと

でやっていますので、ほとんどの店には行つていないですね、そういうたくさん旅行業者に聞いてみますと。そうすると、この点について、登録されている業者かどうかということが、行かなくても、勧誘に来たし新聞広告なんかで出された場合に、これは登録業者なんだよとちよつとわかるような、そういうことを私はすべきだと思ひます。たとえばニュージャパンなんかでも、防災のあれはまだだめですよというのを今度つけるようになりましてけれども、そういうふうな新聞広告でも、政府登録とかいうふうな、みんながそこへ行つてわかるんじゃないやなくて、行かなくてもその要求にこたえるためにはわかるようにすべきだと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) いまおっしゃるうちに、旅行業務の外交販売というんです、外務員あるいは通信販売ということもこれは十分あり得ることです。店頭で売る場合には、いま先生からお話がありましたように、標識掲示を義務づけ、類似標識については禁止する、こういうことで対処しておるわけですが、あと私どもは今回の対策として考えていますのは、一つはパンフレット、広告類には、必ず一般旅行登録をして、いかどうかとか、そういうふうな意味での登録の有無を明示する、番号を書かせるということ、これは義務づけております。

それが一つと、それから実際にはできるだけ営業所で取引をしていただくように、旅行者の方もやつかいかもしれませんが、大切な、高い金を使うわけですから、みずから不精しないで足を運んで確認していただくというのをひとつ励行していただければ、かなりそういう点の間違ひが防げるんだらうと思ひます。

○小笠原貞子君 じゃ、次に法案の十二条の十だと思つたんですけれども、交通機関あるいは宿泊機関の原因で事故が生じた場合、旅行業者が一定の責任を持つというふうなことになるのでございませう。十だと思ひます。これは旅行者の保護と安全な旅行を保証するという点から私は大変結構だ

と思ひますけれども、一方、いわゆる業者の中に中小が多いというふうなことから、経営が、競争が激しくなつてというふうな状態の中で、実情を見ますと、この負担というものは相当な負担になるといふようなことが訴えられたり、私も調べてみてわかつたわけですね。そうしますと、ここに書かれていふように旅行者の安全を保証する、保護をするというふうな意味からも、これらの保証金については、やっぱりカバーできるような保険制度みたいなものがあつたらいいんじゃないかなと、そういうふうにお思ひますけれども、運輸省としてどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(西村康雄君) 今回の法律改正で、主催旅行につきましては、旅程管理業務をひとつ明確にしたわけですが、実はこの前提は、主催旅行というものが、手配旅行と違つて特別の責任があるよというのを前提にしているわけでございます。この契約上の責任を明確にするために、私もこの法律改正と並行いたしました旅行業約款の全部の見直しをする。そしてその中で主催旅行というもののについてはやはり手配旅行と法律上の性質、責任が違ひますので、これを明確に分離して、主催旅行については主催旅行としての責任を明確に定めていこうと。その場合に、特に主催旅行につきましては自分で企画をしてお客さんを誘引してきたわけでございますので、それなりに相応の責任がございします。たとえばどういう交通機関を選んだか、どういうホテルを選んだかは旅客は一切関係していません。そこでいろんな事故が生じた場合の責任、これは一種の債務不履行の責任を新しく考えるべきだということで、その責任をいま補償責任というところで約款の一つの案としては方向づけしております。これはどういう事故が起きても、一応の、一定の限度までは旅行者が満足できるように、旅行業者の手配の過失でなくて、主催旅行することに伴つてそういう責任を持つて、持つことにしてお客様に安心してもらうと、これが主催旅行の約款改

正の重要なポイントにいましているわけでございます。ただ、このような責任は、言ってみますと、旅客一人につき何千万円かの責任を負うというところがございますので、非常に主催旅行をするということは大変な責任を負うことになります。これを實際にカバーするためにには保険制度というのを必ずやらなきゃいけない。現在損保協会等と保険制度の開発をいま研究しております。この保険制度で十分プロテクトされるということを前提に、約款の方の改正もして、新しい主催旅行のための制度を確立したいと、そういうふうにお考えしております。

○小笠原貞子君 それじゃ次、添乗員の問題についてお伺ひしたいんですけれども、今度の法案の中で一定の研修及び経験を義務づけて質を向上させると、これは大変結構なことなんです。しかし、旅行者というのは非常にこのごろふえましたし、年間何万という団体の主催旅行をやると、特にシーズンになりますと短期間にもう集中してくるというふうなわけがございます。そうすると、研修というふうな関係を見ますと、添乗員が不足するのではないかと問題が出てくるのですが、その辺のところはどういふふうにお思ひいらつしやうか。

それから、続いて添乗員の問題で、大手業者の場合は、先ほどもおっしゃつていました添乗員の派遣会社というふうなものがあつて依頼できる能力はあると思ひますけれども、中小の場合は大変むずかしいというふうなことも伺ひましたので、研修の期間などについて、やっぱ今後検討課題としてそういう弾力的な運営というものを図られるべきではないかと思ひますが、その二つについて、済みません、時間がなから簡単にお願ひします。

○政府委員(西村康雄君) いまおっしゃつたように、中小の旅行業者については大変、添乗員をどうやって確保するかという問題にならうかと思ひます。それで法律では一応研修が必要でございまして、旅行業協会では、大手は各社自分なりの

自己養成がありますので、ぜひ中小業者を十分に研修をしてもらいたいというふうに考えております。

また、旅行業務取扱主任者という制度がございますが、この主任者は今度の扱いではそのまま添乗員の主任、チーフの添乗員としての資格を認めたいということと、各営業所からも応援体制がとれるということ。そしてまた養成をするまでの間、今回の法律の附則では二年間その点については猶予期間を置くことにしておりますので、いまから大いに研修を励ましてやっていきたい。また中小といえども、先ほどの話がありました添乗員の派遣をするところから来てもらって添乗をやってもらうということも当然期待できることでございまして、そういうことも便宜活用してもらいたいと思っております。

○小笠原貞子君 それじゃ次に通訳案内業者の問題、先ほどからちよつと出ていましたけれども、この通訳案内業者というのは、もうちよつと時間がありませんので、また次に移りたいと思ふんですけれども、非常に安いんですね。安いんですねと言っておかしいんですけれども、平均を伺いますと、A、B、Cがあつてお客さんの数によつて違ふということなんですけれども、平均一万四千五百円くらいだと言つたんですね。そして年間の稼働日数はどういふふうになってますかといひますと、これも時間がないから言っちゃいますけれども、年間が百五十日ないし二百日と、一日最低八千円から一万八千円ということになると、収入としては非常に低い。ほかに収入があるというふうな方もあるかもしれないけれども、やっぱりこれでしつかりと——通訳案内業というのは日本の顔だと先ほどからおっしゃってましたので、これについて安いということもをいつもおっしゃっているんです。その問題が一つ。

それから一日の拘束時間というのを伺いましたら、拘束時間というのも八時間労働なんて決まっていないうんですね。大体十時間から十四時間くらい、あるいは十八時間というふうにも言われているんですね。年収で大体三百万円前後というのが通訳さんの実態だと。それでなかなか若い後継者が育たない、ボーナスもない、恩給もない、社会保険もないというふうな状態なんですね。

そうすると、きょうちよつと労働省に來ていただいただけでも、もう時間の制約は全然なくて、着いた時間やなんかで夜中でも起こされまして、一日十時間から十四時間も拘束されてしまふ、それで賃金は先ほど言ったとおりというふうなことで、ちよつと私はこれは働く者という立場から見れば大変だなと思つたんですね。そういう点、どういふふうにお感じになりますか。

○説明員(岡部晃三君) 通訳案内業でございまして、これにつきましては、法律に基づく免許を受けた者でございまして、実際に就業している者の大部分は自営業者であると理解しているところでございまして。現在、伺いますと千九百十名の免許取得者がございまして、そのうち実際に動いておられる方が三百名程度、その中で二百五十名程度の方が専属契約ガイドということで、自営業的な、つまり労働者でない者が多いのではないかと。いふふうにも伺っているところでございまして。しかしながら、私もどうもこの案内、通訳を含めましてガイドあるいは添乗といった部分につきましては、実態を十分に把握しておらないわけでございます。したがって、今年度におきましては、たとえ東京におきましては実態把握のために総合的な調査をするという計画を持っております。

○小笠原貞子君 確かに、何と言ふんですか、自分の意思でやっていると云ふような、雇用契約の問題なんか考えたいとおっしゃったことも言えると思うんですが、やっぱり臨時パートみたいな形で一年契約になっているわけですね。それで、一年契約で、賃金なんかは大体正月から話し合ひで改定されて、それでまた来年一年なんですよ。だから一年契約が続いて続いて、何年くらい

い、あるいは十八時間というふうにも言われているんですね。年収で大体三百万円前後というのが通訳さんの実態だと。それでなかなか若い後継者が育たない、ボーナスもない、恩給もない、社会保険もないというふうな状態なんですね。

続いていふんだと言つたら二十年から三十年の人がいると言ふんです。そうしますと、確かに委託された仕事を自分でやっているんだと言つても、一年、一年の契約で十年、二十年、三十年と、こうなりまして、やっぱりそういうことではちよつと割り切れないと。そのところは働く者の権利という立場から考えて、その実態をお調べになるとおっしゃいましたので、そういう問題も含めて実態をお調べいただいて、どういふふうにするのが好ましいかというふうな点も私いろいろ伺わせていただきたたい、そう思いますので、今後——いづころから始められていづころまでかかるんですか、その実態調査というのは。

○説明員(岡部晃三君) 今年度の監督指導業務計画として、たとえば東京におきましては規模三十人以上の旅行代理店六十軒を計画をいたしております。今年度中にはということでございます。

○小笠原貞子君 来年度の三月までね、今年度中といふことは、ずいぶん気の長い話だけれども、なるべく早く、そしてなるべくたくさんの方を対象にしてお調べいただきたいと思うわけです。

それから、問題がたくさんあるんですね。ガイドさんの試験というのがございまして、御承知のとおり、これはもう大変むずかしい試験なんですね。私もこんなのむずかしいと思つたら、これ日本観光協会から出していただきましたのを見ますと、合格率平均五・四%ですってね。そうすると、いろいろ実情を聞きましたら、語学力では最高の語学力で、何か大学生も四年くらいになりますと、自分の語学力を試すために外務省の試験とそれからこのガイドの試験を受けると、自分の語学力がどれくらいかというのがわかるというふうに変化が大きい語学力を持ていらつしやる。それに加えて、地理、歴史ですか、産業、経済、文化、一般常識ということになりますと、これは大変な、まさに日本の顔として大丈夫だという人たちがなわけなんです。ところが、こういう人たちがいるんだけれども、さっきの業者と同じように、やっぱり無資格業者というのがたくさんいるとい

うことなでございましてけれども、これも無資格業者というふうなものもどれくらいいてどういふふうになっているかというのを調査されたことありですか。

○政府委員(西村康雄君) ガイドの無資格というのはなかなか私ども実態が把握できない、そしてこういう点については、ガイドの協会の方からそういう事実があればぜひわれわれに教えてくれという態勢をとつてきておりますが、その具体的な指摘というのがほとんど数はありません。一般的に、無資格というの、これが有資格なのか無資格でやっているのか非常につきりしない。ボーダーラインなものですからそこはつきりしないんですが、ともかく通訳案内業法による免許を取っている人ではない人が実際に案内をしているという例は聞いてはおりますが、その実態については詳細にわかつていないのが実情でございまして。

○小笠原貞子君 なかなかそれはむずかしいかと思ふけれども、やっぱり雇用方にしてみれば安易方がいいというふうなことで、安直に無資格の人たちを雇つてガイドをやらせるといふようなことが相当行われていると見ていふと思ふんですよ。だけれど、それでは先ほどの国家試験を設けていふふうな立場での御趣旨だと、正しく日本を紹介するといふことの必要さからいふと、むずかしい試験やなんか決めていふとしようとする、そういう問題を、言つてきたらわかるというのではさつきと同じで、私はちよつと残念なんです。やっぱりこれからの日本は、働きバチだの貿易摩擦だのがたやられていまして、正しい日本といふものを知つてもらつて、最高の民間外交官ですから、そういうものについて、これも大変だろけれども、実態もちよつと積極的にお調べをいただきたい、そう思うわけです。

それで、実は四十九年の四月十日に衆議院の運輸委員會で共産党の三浦議員がこれを取り上げまして、そのときにはこういふふうにお答えになつていふんです。高橋(寿)さんとおっしゃいます方が、十分良質なガイドが確保できるように意味で

の待遇の改善につきまして、「賃金の問題などにつきまして、旅行業協会に対して要請をいたしたい」と、こういうふうにおっしゃっているわけなんです。さつき賃金が安いと言いました。すけれども、これはどういふことかと言いますと、日本観光通訳協会というのがございまして、そこに会員になっていらっしゃる方が千五百人いらっしゃる。しかし、賛助会員というのがあります。これは業者、大きな旅行業者とかホテルとかおみやげ屋さんとか、こういうのが賛助会員というので入っております。この人たちはつまり使う側ですね、使う側と使われる側の通訳さんと一緒になって協会というのでございまして、それから賃金上げても、賃金上げてくれ、しっかりやってほしいということも言っています。その協会の中では物が言えない。これは私当分だと思ふですね。へたなことを言ったら、おまえはいよいよ言われて干されちゃうというのでございましょう。そうすると、これは大変なことになるんだなということをやっぱり実感として知っていただかなければならない、そう思うわけなんです。これが本場に通訳さんの団体であれば、業者が半分入って力を持てないのじゃ、ちょっとこれは対等な話し合いができない、ここに任せておいては問題の解決つかない、ということをおっしゃりたいわけですね。

先ほど部長さんがこの問題について、待遇を引き上げるといふことも必要だとおっしゃって、それについては交渉能力をつけるようにといふことも先ほど御答弁いただきました。交渉能力をつけるように検討したい、こういうふうにおっしゃっているわけなんですけれども、この交渉能力をつけるためにも、またこのガイドさんたち自身の自分たちを守るというためにもやっぱりそういう会をつくりたいと、自分たちの団体をつくりたいということに対する届け——これは届け出制でございまして、そうすると、その方たちが、時間がないからみんな言ってしまうすけれども、自分たちの会をおつくりになった。いいですか。おつくりになった。もう御承知でいらっしやいます。日本通訳案内者連盟というのをおつくりになって、そして一度行って行つたけれども、不備だといふので、きちっと整理をされて、運賃のどなたかは言いませんけれども、先ほど言った日本観光通訳協会というのがあるんだからわざわざつくらなくてもいいではないかといふふうなことをおっしゃったといふことを聞きました。私はこれは言うべき言葉ではないですね。法律によつても十五条によつてそういうものをつくれなるとなつて、届け出制なんだから、だからこれは当然もうきちんと内容ができていんだから、届け出を出されればこれはもう承認されて一人前の団体として認められると私は解釈したからそのはずだと私申し上げたんですけれども、それについておまへはさう思ふんですが、いかがですか。時間がないので全部重ねて言いましたけれども、どうぞお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) ただいまの後の方の通訳案内法の届け出の問題でございすけれども、どうも私どもの担当の者とお話しに來られた方の行き違ひがあつたやうで、大変さういふ誤解が生じたのを申しわけなく思つております。この届け出につきますは、いまお話しのように、当然届け出があれば私も受理するつもりでございす。ただ、どういふ行き違ひがあつたかといふ点については、多少まだ私も実態がよくわかりませんが、担当の方からは、まだ書類が何か、表と中身と、言っていることと実態が少しずれていて、いふやうな指摘をしたといふやうなことを聞いております。それも改めてまた、こちらからの話は先方がよく知つておられると思ひますので、機会を見てお話し合ひをして、さういふ誤解を解いた上で、届け出は速やかに受けつけさせていただきたいと思つております。

それから通訳案内法の協会の構成の問題でございすけれども、これにつきましては、先ほど

私、将来の方向としていふ非常にガイドの待遇の問題を何とか改善したいといふふうな考へておりますけれども、この現在の協会自身については非常に古い歴史がございす。そして、それはそれなりにガイドの使命の普及に大いに貢献してきた、現在もそのためのガイドのよりになつていふ協会でございす。そして、ガイド以外の旅行業者等がそのメンバー、これは準会員として入っております。それは実のところを言つて、賛助会費を大いに負担するといふ意味で入つていふので、また、これらの人たちは、実際に職場を確保するといふ点である面では協力態勢にあると。非常にうまくいっている場合はこれが非常にいいわけですが、料金が不当に低くその結果抑えられ、これになると問題があるわけで、さういふ点も含めて、一体ガイドのための料金をどうやって形成したらいいのか、これがまた公正取引委員会がいろいろと指摘をしたために、いまだ協定で下支えしてきたのがさらにそれもできなくなるといふ事態では非常に困つたことだと私も思つております。この点も含めて何らかの改善を早急にやみたいと思つております。

○小笠原貞子君 どうもありがとうございます。○三治重信君 きようは柳澤委員の御都合によつて私が代理で御質問をさせていただきますので、よろしく御願い申し上げます。最近の日本人の海外旅行熱、また、非常な余裕ができて旅行する団体、個人が非常にふえていふ。そのために旅行業者が本場に成長産業として、いわゆる産業として実をなしてきつたところでありまふ。したがつて、その中で旅行業者の取り扱ひをどうするかといふので今回の改正になつたといふ御説明はもつともだと思ひわけなす。

万円で、こういうふうな非常に急激に保証金を上げる。どうもその保証金の引き上げの理由が中小業者にはよく理解が得られない、こういう部分も聞くわけですね。それが一つ。もう一つは、これは上げるからには、最近のこういうふうな上げなくちやならない理由、すなわち、トラブルの件数とかあるいは業者として保証した金額の推移といふやうなもの。この業者の中でも、これはわかれば、一般旅行者の方に支払つたものと、それから相手方、利用する交通機関なりホテルなり、さういふ相手側に故障が出、迷惑をかけて支払つたといふやうなことがわかればいいので、これをひとつ、まず最初に御説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) まず、主催旅行にかかわる営業保証金の引き上げの理由でございす。先ほどからも御説明しておりましたように、主催旅行を行うといふことにつきましては非常な投機性がある。主催旅行の企画といふのが当たれば非常にもうかるし、当たらないと非常に損をするといふことで、さういふ投機性が強い。加えて、大きな前受け金を受けるといふことでございす。で、一たび倒産したときは非常な損害をお客に与えるといふおそれがあるわけで、いまのように、主催旅行が数もふえる、そして一人の業者が多くの主催旅行を同時にやる、そして主催旅行自身の計画が大型化してくるといふことになりまふと、営業保証金といふものはどうしても旅行業者に対する最後の堡壘としてある以上、額の引き上げといふことが必至の方向になるわけではございす。ただ、実際には中小の旅行業者の方もいらっしゃるわけではございすので、それらの方が負担できることではございません。そこら辺が営業保証金の額の決め方のむずかしい点で、一方では旅行者、取引をしている方々にとつて不満が残るかもしれない額になりましてもやむを得ないといふ事態が生ずるわけで、その点では、今回の改正でもかなり金額自身の引き上げ率から言ひますと非常に大幅でございす。その点では、中小の方に

負担感が非常に大きくなるということもまた事実だと思っています。ただ、客観的な金額は旅行者の方から見ますと大きくはないということで、その点では、今日の旅行の取引の実態から申しますと、一たん事故があった場合には非常に旅行者の方も不満足な結果に終わるかもしれない水準に推移させるを得なかったというのが実情でございます。

そこで、実際に旅行業協会の弁済の実施でございますが、今日の段階では昭和五十六年で日本旅行業協会のこれまでの還付額は二千六百万でございます。また全国旅行業協会の還付額は二千九百万でございます。こういった金額でございますが、これはたとえば日本旅行業協会の場合ですと、昭和五十二年にはたまたま少なくて八十八万七千円、そして五十三年には二百七十万という程度に低い金額で推移しているわけですが、最近になりまして急速にその金額がふえております。こ

これは六百万という限度額を前提にしてこういうことでございます。そしてまた、全国旅行業協会の方は五十二年が六百四十万、五十三年が三百二十五万という程度金額だったわけでございます。

が、最近に至りまして二千九百万という額に非常
にふえてきているということで、一般の営業保証
金に至らないトラブルというのも数少なくござい
ませんで、それらのトラブル、苦情を申し立て
られているものが数自身はかなりふえております
し、それらの中で多くの場合は示談で済んでいる
というのが実情でございます。いま申し上げたも
の営業保証金の選付という事態にまで立ち至った
ものは全体のごくわずかでございます。

○三治重信君　しかも、これは登録のための供託制度みたいになっているでしょう。そして供託として、そしてまた一年たつと五分の一で何というんですか、営業保証金がいいということになるというの、これまたどうということですか。

○政府委員(西村康雄君) 旅行業協会というのが、
 弁済業務保証金というのをやっております、こ
 れが営業保証金にかわって保証金を供託所に納め
 る、その金額について利用者が、取引をした者が還

付を受けるといふ仕組みになっております。そのために、旅行者者は営業保証金を供託所に供託するかわりに分担金を旅行業協会に納付するといふ仕組みができています。でございますが、これはやはり相互に共済をするといふ仕組みでございます。申し上げていきなり現在の旅行業法のように、どういふ営業実態であるかどうかわからないまま、ともかく、一定の要件があれば登録を受けられるという場合に、まことに営業についてはだらしなない者が協会の会員になったといふことは、協会全体が共済制度を前提にしている以上、協会の財政を悪化させるということになりますので、一年間はいく少くとも自分でちゃんと営業ができたといふことの実績を見せてくれないければ、これは協会の会員としてその保証社員、保証業務についての資格を受けることはできないということで、一年間の期間を設けたというのが立法の趣旨でございます。

○三治雪僧君 いや、その供託をとにかく一般業者として今後登録を維持していくためには、三年後には五千万円、とにかく最初の一年間は積まんならぬわけでしょう、違ひの。

○政府委員(西村康雄君) 現在、旅行業協会のメンバーである人はその五分の一の額を分担すればよいわけでございますので、今日積んでおります額との差額をとりあえず法施行時、これは今日六百万が二千五百万になりますが、それがそれぞれ五分の一の差額でございますので、その差額を納付すれば足りるわけでございます。そしてまたさきからにその二年後にはこの額が五千万円になります。が、旅行業協会の会員はその五分の一の千万になら

るように、さらに実際の金額から申しますと五百万あと積みばいい、こういうことになるわけでございます。

○三治重信君　そうすると結局、言い分はいかにもこれ五千万とか金額は大きく出るんだけれども

も、実際はその五分の一金を出せばいいんだから大したことはないじゃないかと、こういうことなんだろうと思うんだけど、五百万ぐらいだったらそう大中小の企業規模によって段階を設け

るほどでもないかも知れぬけれども、いまの御説明の、結局旅行業者も大手やなんか非常に預かり金額がウナギ登りになってくると、その保証のために必要だということになってくると、むしろそういう協会がやる営業保証金の分担金というのはその売り上げの率によって取るのが当然じゃないか。何か登録のかわりに金を出さしていてそれを利用を営業保証金や損失補償の分担というようなかっこうでやる、しかも定額ということになってくると、その扱ひ金額がどんどんウナギ登りに大きくなる。また業者間でも扱ひ成績によって分担をする、大と中小とはえらい格差が出てくる、そういうようなときにこれを全部一律に協会にそういう営業分担金をさすという指導体制というのか、そういう省令のつくり方というのはちよつと中小業者に酷じやないかな。

○政府委員(西村康雄君) いま御指摘のような間

題点、確にあるわけでございます。今回法律改正をする場合にもそこ辺は十分検討したわけでございます、旅行業協会の人たちも交えまして。それで、現在の営業保証金制度というのは、主た

る事務所につき六百万円、そして従たる事務所につき三十万円ということでございますので、実は非常に大手と申すところは、営業保証金のペースで言いますと何千万から億という額になるわけでございます。そういうことで、実は大きな業者と云うのはやはり従たる事務所を非常に数多く持つておりますので、そこで一応格差は出るということにはなっているわけでございます。ただ今回の場合は、主たる事務所についてだけ営業保証金の

引き上げをやったわけで、従たる事務所についてやっておりますが、これは主権旅行の性格が従たる事務所に余り関係なく、どちらかと申しますと、たとえば新聞広告でやるとか通信販売でやるとかいろいろんな形でやりますと、余り主たる事務

所、従たる事務所ということではない。ただ、むしろ非常に今回の場合でも他の旅行業者を用いるということが多い。千、二千の他の旅行業者の事務所にパンフレットをばらまくということがまな

これは、そういう形で営業規模を反映させたわついでございしますが、しかしこれでもあくまでも形式的で、実態的な営業保証金の額が取引の額に見合わないというのは御指摘のとおりなんです。それで私どもも、じゃそれを取引の実態に合わせるにはどうすればいいのかと、一つは役所が毎年その取引の実態をチェックした上でその営業保証金を納付すべき額を決めるということも一つのやり方だと思ふんですが、私ども役所としても毎年事業者の取引の内容をチェックするということは煩雑だしという勝手申し上げてはあれですが、とわしい以上に、業界、業者の活動の中に一々介入していく、営業保証金のためだけに実態的な営業の中身まで規制するようなそういう介入をすること

はむしろよくないというように思ひまして、この
ような制度はとりたくない、できるだけ外形的な
形で単純にやりたいというのが制度の考え方です。
ざいまず。

それから第二に、そうではなくて、營業保証金ではなくて、それなら保険だとか銀行保証とかそういう制度はどうだろうかということを考えたわけでございますが、いずれの制度も、十分な担保がないと保険機関、銀行等はやらないと。残念ながら旅行業というものはさしたる固定資産がございませぬ。そういう事業でございますので、銀行がそういう意味で取引について保証するということとができる対象ではない。もしやりましてもごく小

手の数に依るいは一社、二社ぐらひがようやく銀行保証をしてもらえるというような業態でございます。そういう点で、銀行保証という制度もむづかしい。保険も全く同様でございます。そういう点で、今回営業保証金の制度というのは、非常に

中小にとつてはある程度問題がもしもありませんが、しかし逆に、自由に活動できる仕組みとしては、いまのような営業保証金制度を外形標準だけでやるということが一番適当なことで、実際そうい

中で請け負う業者はそれぞれの工夫のもとでいろんなことを今後伸ばしていくことの方が、私はそれの方がよい介入がなくていいんじゃないかというふうに考えております。

○三治重信君 御説明の中で、ぼくは役所に介入めただけでそれで十分な保証ができるのかと。どんだんと金額は多くなっていくわけでしょう。だから、それこそ役所が一遍金額を決めちゃうと、今度は直してくれと言ったときにまた役所が入ってくる。どれだけ上げよう、こうしようということになるわけでしょう。だから、売上金額に何%掛ける、この掛ける率さえ決めれば、しかも、それも売上金額に同じ率を掛けるとなるとそれは大手に少し酷になると。そういうことならば、まあ大手の方になつてくれば信用もある。そうすると、これは金額の売上段階によって掛ける率を少なくするという手もあるだろうし、いずれにしても、そんなものを決めるのに一々役所が入らなくちゃ業界が決まらぬなんというのではないわけなんです、それはその保証金を、そういうふうな売上金額なり決める基準さえ役所がつくっておけば、その要素で業界で決めなさいと言つたてでできることなんで、その点もう少し知恵を出した方がいいと思うんです。

それから、何といつても旅行業者、旅行業、これは新しいニューリーダーの産業として、やはり信用といひますか、旅行者の信用、それから旅行者が十分安く契約できるためには、もしも相手に、ホテルなり交通機関なりに迷惑をかけた場合にはそれは完全に保証されると。だからこの政府に登録した旅行業者にはいわれる掛け値なしで契約ができる。そうすると、一般の個人がやるホテル料金とか、あらゆるもの、それから交通機関でもこれらだんだん団体割引がある、航空機でも、だから、交通機関も団体には割引がある、ホテルもそういうふうになる、そこが旅行業者の手になつてくるわけだと思ふんです。だから、そのどれだけ割り引くかというの、結局

その業者の信用にかかわるわけなんだ。その信用が結局この保証金だと、こういう裏づけに一つなるわけでしょう。もしも万が一あった場合には、それが保証すると、こういうことでしよう。だから、それがもうピンからキリまでの業者どももこれも一緒だというのは非常に不合理だと思ふんです、外に對する保証が。

片方では、中小の百社ぐらいに、これだつて、もう書いてあるのが五百何十社のうちでたった十社が大体のところを占めている。まあこういうふうになつてくると、十社のもの、それからそのあとの五百社の方も同じ保証金ということになると、それは実態はそれほど、何といひますか、負担にならぬにしても、非常なこれは悪平等的な考え方です。業者が受けるのもこれは当然なことだと思ふんです。そこはひとつ、やはりその業界のリーダーはリーダーなりに負担する体制をせむとつてもいい。この点は、一たん決めたことだからそれはすぐだけれども、みんな省令なんだから、新しく法律でここで決めるものじゃないわけだから、ひとつ業界の方の中小の業者ともよく意見を聞いて、そうしてそういうふうな一業者幾らというところでなくして、売上高なりあるいは資本金の規模なり、そういうもので変えられる手をとるといふうなことをせむひとつ考へてほしいと思ひます。

それからその中でも、いまさつきもおっしゃつたように、営業所とかそういうようなものには、金額は現在のものを据え置いたというの、それはそういう規模に切りかえていく一つの考え方の萌芽が出てくるんじゃないかと、こういうふうな思ひますから、ひとつその点はとくと、思ひつきで大変申しわけないけれども、検討をしていただきたいと思ひます。

それから、一つは、日本の旅行業者がことに東南アジアのいわゆる台湾、フィリピンその他香港、そういうところをやる場合には、これはいろいろさつき問題になつていた通説とか、そういうものは全部現地の旅行業者がやるのですかね、非

常に流暢な日本語で一から十まで全部やると。だから、こちらの係員は向こうへ行つたら開店休業で、団体の苦情処理——いろいろ待遇、約束と違ふじゃないかと、あそこどうか、こういうのは変えてほしいとか。また苦情ばかりじゃなくて、希望やそういう取り次ぎぐらになつていく。ところが、それ以外のところの自由園だ、こちらから通訳を連れていって、その通訳がうまく通訳できるかできぬかによって旅行者の満足がいかいかぬかが非常に変わってくる。各共産圏へ行く、これは全部向こう側の、向こうへ入つたら向こうのことで中国でもソ連でもやつて、日本の旅行業者は手を出すなど、こういうようなことに実際はなつていく。そういうふうなことに、いわゆる旅行者に対する扱い方が非常に違ふわけなんです。だから、そういうものが全然一緒になつていふんじゃないかと思ふんですが、今度これは旅行業者の業務運営の適正化を図る、こういうふうになつていくわけなんです、そういうふうな、旅行業者が行く先々によって非常に旅行業者のいわゆる旅行者に対する取り扱いが違つてくるわけですよ。そういうものについての業務運営の適正化というのはどういうふうに考えますか。

○政府委員(西村康雄君) 日本の海外旅行が非常に数が増えております。これらの海外旅行をやる場合の多くは、現地のいわゆるランド業者というのを使得て現地の手配をする。自分の力で海外の旅行手配ができるのは数社でございます。現地のランド業者の中には日本人が主としての海外法人もございしますが、多くはまさにその国の資本のその国の旅行業者が引き受けるということ、その間には日本の旅行業者と海外の旅行業者との取引の關係が生じます。そして、その海外での日本人の旅行のマネー及びその海外の旅行業者との關係で非常に場合によつては安く買いたたきというふうなことが、あるいは向こうが非常に安く売つて、日本の旅行業者に対しては客を送つてくれというふうなこと、いろいろな關係が生じて

くるわけで、そういった点では、いずれも日本の旅行業者の旅行の取り扱いということが、日本の旅行業者が海外でこれらどういふふうな海外旅行をエンジョイできるかということやはり密接な關係がありますし、日本の評判がどうだということもまた關係するわけですから、日本の旅行業者が海外においてもその取引をするときには十分に注意をしなければいけないわけでございます。そういう点では、今回の旅行業法の適用も海外での行為についてもすべてあるわけでございます。そして、その点でも、海外の活動についても厳密に法を適用していきたいと考えております。

○三治重信君 いや、余り厳密にされても困るんで、ただ行くところによつて違ふのを、そういう取り扱ひの業務運営を、どこへ行つても同じような一律的な規定だけで済ませぬようにということですから、ひとつそこを間違えないようにお願いしたい。

今度の内容で、大臣がこういうふうな旅行業者の標準約款をつくつて、それに従う、これは非常にいいことだと思ふんです。それから旅行業務取扱主任者、これも試験とか何かじゃなくて、職務についての準則をつくるというのは、これは非常にいい考えだと思ふんです。

この二つはいわゆるなんですが、もう一つ非常に問題は、旅行業の代理店業者、この代理店業者は代理店業者としての登録であると思ふんですが、これと、いわゆる大手と代理店の契約ですね、これがいわゆる下請いじめということにならぬように、これも一定の手数料なり販売手数料なりというものを、個々の契約がなくなつて、標準的なものをきちなり、運輸省でつくらなければならぬ協会をつくらすなり、そうしない、ある業者は代理店の業務に三%の手数料、ある業者は七%の手数料を出す。それは契約自由の原則、全部、大体こういうふうな大衆を相手にしたは大衆との業務は、証券取引法でも何でもみんな一定の手数料の基準が決まつていふわけですよ。だから、代理店というものをこれからいふ一般業

者は使つていかなくちやならぬ。そのときのいわゆる基準的な営業メリットがあるような、しかも不当な取扱手数料でないようにひとつひびやつてもらいたいと思うのと、それからもう一つは、必要な命令というのは、ことに保険契約、いわゆる重要なものについては保険会社との契約の基準を出すというようなことを聞いているんですけれども、これは主に保険契約というものは恐らく旅行者と業者、旅行業者が旅行者に対する保険契約の基準を示す、こういうことだと思ふんですけれども、そういうものについて、大臣、業者と代理店とか、それから業者と保険会社との保険契約、こういうようなものについて、やはり一々取引に介入することとて、これは命令とか、ある一定の業者を明示するというようなことがあるわけなんです、そういうことをひとつ望んでおきたいと思ふんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) この代理業者といふゆる旅行業者ですか、この関係については、やはり一般的に言うとき大きいものが小さいものを大変いじめるという可能性は十分あると思うのでございますが、この旅行の関連は、実態はなかなか代理業者が強いようでございます。であります、しかしやはりここに代理業者というものがとても立ちいかぬようなたかれ方が許されていいものではないと思ひますし、こうした面についてはただいま委員の仰せられたことはごもつともな点がございまして、協会の方にもよくそうした御注意のあったことを伝え、そしてまた、非常に不適正なものがあれば実態を調べて善処するというようなことで進ませていただきたいと思います。

○政府委員(西村康雄君) それから保険契約の締結の問題でございますが、これは今回主催旅行業約款というのをつくりまして、その中で補償責任というのを義務づけようということなど出てまいりますと、やはりこれが先ほど申し上げましたように保険化しないとやれない、まあ多くの旅行業者は、このような旅行上の責任をとるには必ずま

ず保険をかけないと自分の方が責任がとれないので掛けるだろうと思ひます。しかし、その場合、そういうことでありましても保険を掛けない業者が万が一いました場合には、まず保険を掛けるように十分に勧告をし、調査をし、話し合いをして、それでも保険を掛けないということであれば、やはりこれはどんな大手の業者といえども責任をとれないことだと思ひますので、そういう事態がございましたら、保険に関する付保命令というのをかけるようなことにならうかと思ひます。

○委員長(桑名義治君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第二二六四号)
 - 一、公共輸送確保に関する請願(第二三四五号)
 - 一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第二三四七号)
 - 一、公共輸送確保に関する請願(第二三九〇号)
 - 一、身体障害者に対する運輸行政に関する請願(第二四一五号)(第二四四八号)
 - 一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第二四五六号)
 - 一、身体障害者に対する運輸行政に関する請願(第二五〇七号)
 - 一、常磐沿線の輸送力増強に関する請願(第二五二八号)
 - 一、公共輸送確保に関する請願(第二五二八号)
- 第二二六四号 昭和五十七年三月十九日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願(二通)
請願者 千葉県我孫子市栄二ノ四 本多昌則 外八十三名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二三四五号 昭和五十七年三月二十日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 東京都江東区北砂六ノ五ノ四 長谷川栄一 外八十四名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二三四七号 昭和五十七年三月二十三日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願(二通)
請願者 千葉県我孫子市寿二ノ九ノ一 森田和夫 外百三十一名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二三九〇号 昭和五十七年三月二十三日受理
公共輸送確保に関する請願(二通)
請願者 千葉県山武郡大網白里町北飯塚二ノ八 清水重信 外五百六十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二四一五号 昭和五十七年三月二十三日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

第二四四八号 昭和五十七年三月二十三日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願
請願者 茨城県久慈郡里美村折橋七七五 鈴木竹雄
紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

第二四五六号 昭和五十七年三月二十四日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県我孫子市寿二ノ七ノ二六
紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

松本フミ子 外九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二五〇七号 昭和五十七年三月二十四日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願
請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
紹介議員 金丸 三郎君
この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

第二五一〇号 昭和五十七年三月二十五日受理
常磐沿線の輸送力増強に関する請願
請願者 千葉県我孫子市寿一ノ三ノ二九 山崎吉平 外百名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二五二八号 昭和五十七年三月二十五日受理
公共輸送確保に関する請願
請願者 埼玉県大宮市指扇三、五二三ノ一 加藤勝治 外八十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。